

指 導 監 査 基 準

(保育所編)

【令和8年度適用】

※以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知	略称
1	令和3年3月26日 条例第13号「愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」	最低基準
2	昭和23年12月29日 厚生省令第63号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」	基準省令
3	平成29年3月31日 厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育指針
4	平成18年10月17日 条例第54号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例」	法施行条例
5	平成26年7月31日 内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」	基準告示
6	平成12年3月30日 児発第295号通知「保育所の設置認可等について」(最終改正:平成26年12月12日)	児発第295号通知
7	平成10年2月13日 児保第3号通知「保育所への入所の円滑化について」(最終改正:平成22年2月17日)	児保第3号通知
8	平成15年5月30日 法律第57号「個人情報保護に関する法律」	個人情報保護法
9	平成3年5月15日 法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
10	昭和47年7月1日 法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	男女雇用機会均等法
11	平成22年8月 愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課「保育所給食の手引き」	給食の手引き
12	昭和60年9月21日 社施第102号「社会福祉施設における防災対策の強化について」	社施第102号通知
13	平成9年3月31日 社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」(別紙 最終改正:平成29年6月16日)	社援施第65号通知
14	平成29年4月27日 雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(最終改正:令和4年3月14日)	雇児発0427第7号通知
15	平成29年3月29日 雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」	雇児総発0329第1号通知
16	平成27年9月3日 府子本第254号、雇児発第0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(最終改正:平成30年4月16日)	府子本第254号通知
17	平成13年7月23日 雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(最終改正:平成30年3月30日)	雇児発第488号通知
18	令和7年3月21日 こ成事第175号、こ支総第50号「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」(最終改正:令和8年3月30日)	こ成事第175号通知

指導監査における指摘区分

第1段階	第2段階	第3段階	社会福祉法人等に求める対応	指摘区分
A 理事会への付議が必要な事項 (=法人・施設運営に大きな影響を与える事項等)	1 改善を要する事項	(1)直ちに是正・改善を行うべき事項	要理事会への付議 要文書回答	A-1-(1)
		(2)計画的に是正・改善を行うべき事項	要理事会への付議 要文書回答	A-1-(2)
		(3)改善に向けた検討を行うべき事項	要理事会への付議 文書回答不要	A-1-(3)
	2 検討を要する事項 (指摘事項には該当しない事項)		要理事会への付議 文書回答不要	A-2
B 理事会への付議を要しない事項 (=軽微な法令違反等)	1 改善を要する事項	(1)直ちに是正・改善を行うべき事項 (文書回答による改善確認を行う必要がある事項)	理事会への付議不要 要文書回答	B-1-(1)
		(2)直ちに是正・改善を行うべき事項 (文書回答による改善確認を行う必要がない事項)	理事会への付議不要 文書回答不要	B-1-(2)
	2 改善を要する事項 (指摘事項には該当しない事項)	口頭指導事項	理事会への付議不要 文書回答不要	B-2

目	次
○保育所	
I 処遇	
1 児童福祉の基本理念	1
2 保育の計画及び評価	1～2
3 保育内容	2～5
4 児童の健康・安全の状況	5～8
5 感染症対策	8
6 個人情報保護及び秘密の保持	9
7 苦情解決	10
8 事故防止	10～12
9 安全対策	13～14
10 サービスの質の評価等	15
II 設備	
1 建物設備の状況	15～17
2 衛生管理	17～18
III 運営	
1 定員	18
2 組織・運営(管理)規程	18～19
3 職員	19～22
4 資格要件	22
5 管理者の職務	23
6 児童対象性暴力等の防止等のための措置	23～24
IV 職員の処遇	
1 就業規則等の整備	24
2 ハラスメントの防止	24
3 労働条件の明示	25
4 職員関係、帳簿の整備	25
5 給与規程の作成	25
6 賃金の一部の控除協定	25
7 労働時間及び雇用管理等	25～26
8 休憩、休日	26
9 時間外労働及び休日労働協定	26
10 時間外労働及び休日労働に 対する割増賃金の支給	26
11 有給休暇	26
12 育児・介護休業規程	27
13 監視又は継続的労働に従事する者に 対する適用除外許可申請	27
14 社会保険への加入	27
15 健康診断の実施等職員の健康管理、 安全衛生管理体制の整備	27
16 職員研修及び職員の定着化	27
17 解雇	28
V 非常災害対策	
1 防火安全対策(火災)	28～29
2 地震、津波災害対策	29～30
3 風水害、土砂災害対策	30～31
4 原子力災害対策	31
5 備蓄品の確保	31
6 福祉避難所の指定等	31
7 業務継続計画(BCP)の策定	32
VI 防犯対策	
1 防犯体制	32
2 防犯対策の点検状況	32
VII 食事	
1 食事計画の状況	32～33
2 献立業務の状況	33
3 発注・購入	33
4 検食	34
5 衛生管理(調理員等)	34
6 衛生管理(施設)	34～35
7 検査用保存食	35
8 調理業務委託	35
9 食事	35～37
VIII その他	
1 会計経理(全般)	37
2 現金・預金の管理等	37
3 入札方法、契約手続等	38
4 委託費の運用(私立保育所)	38
5 その他支出	38

保育所

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
I 処遇				
1 児童福祉の基本理念				
1 児童を権利をもつ主体として位置付け、その人格を尊重するとともに、入所する児童の最善の利益の保障を第一義として保育を行っているか。 《「児童の権利に関する条約」の一般原則》 ①生命、生存及び発達に対する権利 ②児童の最善の利益 ③児童の意見の尊重 ④差別の禁止	児童の権利に関する条約第3条 児童福祉法第1条 最低基準第3条 (基準省令第5条) 保育指針第1章1(1)	(1)児童の権利及び人格を尊重した保育が行われていないので改善すること。	A-1-(1)	
2 入所する児童が自由に自己の意見を表明する権利を保障しているか。また、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見を正当に考慮して保育を行っているか。 【留意点】 ①自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会は、全ての児童に保障されなければならない。一定の能力を有する児童のみに認められるものではない。 ②意見の表明とは、言葉によるものに限らず、顔の表情・視線・身振りなど非言語的手段による意思の表現を含むものであり、乳幼児についても、保育者の応答的な関わりを通じて、意見表明権が保障される必要がある。 ③児童の意見を正当に考慮することとは、児童の意見を全て受け入れることではなく、保育者が児童を一人の人間として捉え、その思いや願いを受け止めようとする受容的な関わりや態度を示すものである。	児童の権利に関する条約第12条 児童福祉法第2条 保育指針第1章1(1)	(1)児童の意見表明権が保障されていないので改善すること。 (2)児童の意見を正当に考慮した保育が行われていないので改善すること。	A-1-(1) A-1-(1)	
3 入所する児童又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否か等によって、差別的取扱いをしていないか。	児童の権利に関する条約第2条 最低基準第3条 (基準省令第9条) 保育指針第2章4(1)	(1)特定の属性を有していること等を理由に、入所する児童に対し差別的な取扱いをしているので改善すること。	A-1-(1)	
2 保育の計画及び評価				
1 全体的な計画を作成しているか。 ①保育所の保育の方針や目標に基づき、こどもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。 ②こどもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、こどもの育ちに関する長期的見通しを持って適切に作成されなければならない。 ③保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画を通じて、保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。	保育指針第1章3(1) 最低基準第3条 (基準省令第35条)	(1)全体的な計画が作成されていないので作成すること。 (2)全体的な計画が保育所保育の全体像を包括的に示すものとなっていないので改善すること。 (3)全体的な計画の内容が不十分であるので見直すこと。	B-1-(1) B-1-(2) B-2	
2 指導計画が適切に作成されているか。 (1)長期的な指導計画及び短期的な指導計画を作成しているか。 (2)指導計画の内容は十分か。 ①全体的な計画に基づき、こどもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的なこどもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成して、具体的な保育が適切に展開されるようにすること。 ②こども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえること。 ・3歳未満児について、一人一人のこどもの生育歴、心身の発達、活動の実態に即して、個別的な計画を作成すること。 ・3歳以上児について、個の成長と、こども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。 ・異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人のこどもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。	保育指針第1章3(2)	(1)長期的な指導計画がないので作成すること。 (2)短期的な指導計画がないので作成すること。 (3)3歳児未満について、個人別指導計画がないので作成すること。 (4)指導計画の内容がこども一人一人の発達過程や状況を踏まえたものとなっていないので改善すること。 (5)午睡や休息のための適切な環境を確保していないので改善すること。	B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1)	

保育所

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>③保育所の生活におけるこどもの発達過程を見直し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、こどもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、こどもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、こどもが主体的に活動できるようにすること。</p> <p>④活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。</p> <p>⑤午睡について、安全な睡眠環境を確保するとともに、睡眠時間はこどもの発達の状況や個人差等を踏まえて、一律とならないように配慮すること。</p> <p>⑥長時間にわたる保育については、こどもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。</p> <p>⑦障がいのあるこどもの保育については、一人一人のこどもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、障がいのあるこどもが他のこどもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、こどもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。</p>		<p>(6)長時間にわたる保育について、保育の内容等の指導計画への位置付けが不十分であるので是正すること。</p> <p>(7)障がいのあるこどもの保育について、家庭や専門機関と連携した支援のための個別計画等がないので作成すること。</p> <p>(8)障がいのあるこどもの保育について、指導計画への位置付け、対応が不十分であるので是正すること。</p> <p>(9)指導計画の内容が不十分であるので見直すこと。</p>	<p>B-2</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p> <p>B-2</p>
	<p>3 指導計画が適切に展開されているか。</p> <p>(1)全職員による適切な役割分担と協力体制を整えているか。</p> <p>(2)指導計画に基づく保育が十分であるか。</p> <p>①こどもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>②こどもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助を行うこと。</p> <p>(3)こどもの実態やこどもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。</p>	<p>保育指針第1章3(3)</p>	<p>(1)職員による役割分担と協力体制が不十分なので是正すること。</p> <p>(2)指導計画に基づく保育が不十分なので是正すること。</p> <p>(3)保育の過程の記録、指導計画に基づく保育内容の見直し、改善が不十分なので是正すること。</p>	<p>B-2</p> <p>B-2</p> <p>B-2</p>
	<p>4 自己評価を踏まえて計画の改善を行っているか。</p> <p>①保育士等は、保育の計画や記録を通して保育実践を振り返り、自己評価を通して専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。(年2回以上の実施が望ましい。)</p> <p>②保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、保育の内容等について自ら評価を行い、結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>③保育所は、評価の結果を踏まえ、保育所の保育の内容等の改善を図らなければならない。</p> <p>④児童の人権に配慮した保育となっているか、常に全職員で確認する必要がある。 (参考)「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」(全国保育士会)</p>	<p>保育指針第1章3(4)(5)</p> <p>「保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)」(R2.3 厚生労働省)</p>	<p>(1)保育士等及び保育所の自己評価を踏まえ、保育の計画の改善に努めること。</p>	<p>B-2</p>
<p>3 保育内容</p>				
	<p>1 保育所の保育の方針や目標に基づいた保育がされているか。</p> <p>※保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とする。「養護」とは、こどもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、「教育」とは、こどもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第35条) 保育指針第2章</p>	<p>(1)保育所の保育の方針や目標に基づいた保育を行うよう改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
	<p>2 虐待等及び虐待等と疑われる行為をしていないか。また、これらの行為を未然に防止するための対応や疑い事案への対応が適切になされているか。</p> <p>入園児虐待を受けたと思われる園児を発見した職員等は、速やかに通報しているか。</p> <p>※保育所の職員は、児童虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 《保育所等における虐待の定義》</p> <p>①身体的虐待:児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>②性的虐待:児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>③ネグレクト:児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の児童による①・②又は④の行為の放置その他の職員としての業務を著しく怠ること。</p> <p>④心理的虐待:児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第9条の2) 法第33条の12第1項 法第33条の10第1項 児童虐待の防止等に関する法律第2条</p> <p>「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」(H18.10.6 雇児総発第1006001号)</p>	<p>(1)虐待等又は虐待等と疑われる行為をしているので改善すること。適切に通報がなされていないので対応すること。</p> <p>(2)児童の人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわりをしていないので改善すること。</p> <p>(3)虐待等を未然に防止するための対応や疑い事案発生時の対応が不十分であるので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々保育の現場において行われる行為は、仮にその1つ1つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得るものである、すなわち、日々の行為の延長に虐待があると解するべきである。 ・各職員や施設単位で日々の保育実践における振り返りを行い、自らのかわりや施設の保育が児童の人權に配慮し一人一人の人格を尊重したものとなっているか確認することなどを通じて、虐待等を未然に防止することが重要である。また、望ましくないと考えられるかわりに改善が見られない場合や虐待等と疑われる事案が発生した場合には、市町や県に設置されている相談窓口や対応部署に速やかに情報提供や報告を行い、組織として迅速かつ適切に対応を行う必要がある。 	<p>「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」(R5.5.12 成保44号他)</p> <p>保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン (こども家庭庁文部科学省 令和7年8月改訂(令和8年4月一部改訂))</p>		
	<p>3 児童のプライバシー保護に配慮した保育が行われているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>児童のプライバシー保護の取組みは、児童の人格を尊重した保育のために重要であり、これらの取組みを規程等に基づき実施するとともに、児童・保護者等に周知する必要がある。</p> <p>①児童の着替え・排泄等の場面では、児童の年齢や発達に応じて、周囲から見えないよう設備・環境等の配慮を行うこと。</p> <p>②児童の健康に関する情報(食物アレルギー、病歴等)については、保育所における適切な対応のために必要な最小限の範囲で使用し、関係者以外の目に触れないよう適切に管理すること。</p> <p>③保育所における児童の様子等について、写真・動画等により保護者に情報提供を行う場合は、あらかじめ当該データの取扱いについて保護者に説明し、同意を得ること。</p> <p>④児童の性的な部位を含む画像等を、ホームページ等に掲載するなどして不特定・多数の者が閲覧可能な状態にすることは、児童の権利を守る観点からあってはならないことであり、そうした画像等が残っている場合には至急削除すること。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第5条)</p> <p>個人情報保護法第27条</p> <p>「保育所等のホームページにおけるこどもの性的な部位を含む画像等の掲載等について」 (R6.5.7 こども家庭庁等事務連絡)</p>	<p>(1)児童のプライバシー保護に配慮した保育が行われていないので改善すること。</p> <p>(2)児童のプライバシー保護の取組みが不十分であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>4 保育に関する記録が作成されているか。</p> <p>(1)児童出欠簿を作成しているか。</p> <p>(2)児童出欠簿の記録内容は十分か。</p> <p>(3)保育日誌を作成しているか。</p> <p>(4)保育日誌の記録内容は十分か。(クラス別、0・1・2歳児、個人別の記録になっているか等)</p> <p>(5)児童票を作成しているか。</p> <p>(6)児童票の記録内容は十分か。</p> <p>【留意点】</p> <p>①児童出欠簿は、入退所の状況又は各種報告の基礎になるものであり、全員について毎日正確に記録しておく必要がある。また、常に保管場所を明らかにしておく必要がある。</p> <p>②保育日誌は、保育の状況(全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況)の記録であり、保育の進め方を正しく把握し、保育士の反省の資料として次の保育の手がかりとする重要な記録簿である。なお、合同保育を行っている場合には合同保育日誌の作成が必要である。</p> <p>③児童票には個々の児童の状態を把握するものとして児童の保育経過記録と、児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。</p> <p>※児童票には多くの個人情報が含まれることから、個人情報保護法等を踏まえて適切に取り扱うこと。特に、児童票を電磁的記録により作成する場合は、情報漏洩の防止等の観点から十分な対策を講ずること。</p> <p>・基準省令の職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿の例 職員の名簿・履歴書・資格書・出勤簿・賃金台帳・業務分掌・会議録、資産台帳・出納簿・予算決算の状況が明らかにされた帳簿、保育日誌・児童の出欠状況が明らかにされた帳簿・児童票(家庭状況等の記録を含む)・保育経過記録・健康診断の記録 など</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第14条)</p> <p>保育指針第1章3(3)</p>	<p>(1)児童出欠簿を作成していないので作成すること。</p> <p>(2)児童出欠簿の記録(保管)方法が不適切なので改善すること。</p> <p>(3)児童出欠簿の記録内容が不十分なので見直すこと。</p> <p>(4)保育日誌を作成していないので作成すること。</p> <p>(5)保育日誌について、保育の状況を把握できる記録となっていないので改善すること。</p> <p>(6)保育日誌の記録内容が不十分なので見直すこと。</p> <p>(7)児童票を作成していないので作成すること。</p> <p>(8)児童票について、児童の状態を把握できる記録となっていないので改善すること。</p> <p>(9)児童票の記録内容が不十分なので見直すこと。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-2</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-2</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-2</p>
	<p>5 保育時間を短縮していないか。</p> <p>保育所における保育時間は1日につき8時間を原則とし、その地方における乳児または幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定めることとされている。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第34条)</p>	<p>(1)8時間の開所時間を確保していないので是正すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>

保育所

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>【留意点】 開所時間中にすべての児童が帰宅する等により児童のいない時間帯が生じた場合にあっては、事前に保護者へ周知の上、閉所しても差し支えない。ただし、この場合においても、施設で定めた開所時間内においては、随時円滑に施設管理者への連絡を取れる体制を確保すること。</p>			
	<p>6 正当な理由なく休所(休園)又は一部休所(休園)していないか。 【留意点】 保育所は、日々保護者の下から通わせて、保育を必要とする児童を保育することを目的とする施設であり、正当な理由なく休所(休園)することは許されない。また、むやみに家庭保育を依頼することも適切ではない。 なお、休所又は一部休所(保育所としては開所しているが、一部の児童を休ませている場合をいう。)の正当な理由とは、 ①感染症の疾患 ②非常災害の発生 ③大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」の発令 など ※入所式、卒所式、年度始め、年度末、年末年始、お盆、地方祭、運動会、発表会や研修会等行事実施日の午後等が正当な理由なく休所となっていないか。</p>	<p>児童福祉法第39条 最低基準第3条 (基準省令第34条)</p>	<p>(1)正当な理由なく全部又は一部休所しているのを改善すること。</p>	<p>A-1-(1)</p>
	<p>7 保護者との連絡は十分か。 (1)保育所だよりがあるか。(月1回以上の発行が望ましい。) (2)連絡帳(3歳未満児)があるか。 (3)保護者との懇談会があるか。 (4)家庭訪問を行っているか。 【留意点】 常に児童の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 ①入所時には、保育方針、保育時間、休所等の園の運営内容を入所のしおり等の文書をもって保護者に周知徹底し、理解を得ること。 ②こどもの生活、健康状態、事故の発生などについて、家庭との密接な連絡体制を整えておくこと。 ③3歳未満児については、連絡帳を備えること。なお、年齢ごとに少なくとも以下の内容を含むものとする。 0歳児:機嫌、食欲(前日の夕食・朝食の内容)、顔色(体調)、睡眠(就寝・起床時刻)、排泄、検温(測定時刻・体温)、家庭・園での様子 1・2歳児:機嫌、顔色(体調)、検温(測定時刻・体温)</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第36条)</p>	<p>(1)保護者との連絡体制が整備されていないので改善すること。 (2)保育所だよりが発行されていないので改善すること。 (3)3歳未満児の連絡帳を作成していないので作成すること。 (4)連絡帳の記載内容が不十分であるので見直すこと。 (5)保護者との懇談会を実施していないので実施するよう努めること。 (6)家庭訪問を実施していないので実施すること。</p>	<p>B-1-(1) B-1-(2) B-1-(2) B-2 B-2 B-1-(2)</p>
	<p>8 こどもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)が保育所から小学校へ送付されているか。 ①保育所と小学校との連携を確保するため、こどもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)が保育所から小学校へ送付されているか。 ②保育の記録に基づいて資料が作成されているか。 ・施設長の責任の下、担当保育士が記入すること。 ・抄本又は写しを就学先となる小学校の校長に送付すること。 ・原本等を児童が小学校を卒業するまでの間保存することが望ましいこと。</p>	<p>保育指針第2章4(2) 「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」(H30.3.30子保発0330第2号)2</p>	<p>(1)保育所児童保育要録が保育所から小学校へ送付されていないので送付すること。 (2)保育の記録等の資料の作成が不十分であるので是正すること。</p>	<p>B-1-(2) B-2</p>
	<p>9 児童が他施設に転園する際の転園先への情報提供が行われているか。 【留意点】 他施設への転園(乳児保育所における入所期間満了に伴う転園を含む。)に当たっては、児童の育ち等に関する記録(児童票等)について、保護者の同意を得た上で転園先の保育所に送付するなど、切れ目のない保育が実施されるよう連携に努めることが重要である。</p>	<p>「児童の転園の際の転園元から転園先への情報提供について」(R4.3.24 厚生労働省事務連絡)</p>	<p>(1)転園時の切れ目のない保育のための取組みが実施されていないので改善すること。 (2)転園先への情報提供が不十分なので連携に努めること。</p>	<p>B-1-(2) B-2</p>

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
10	<p>子育ての支援は行われているか。</p> <p>(1) 保育所を利用している保護者に対する子育て支援が行われているか。</p> <p>① 保護者との相互理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の保育に関連した様々な機会を活用し、こどもの日々の様子の伝達や収集、保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。 ・ 保育の活動に対する保護者の積極的な参加を促すこと。 <p>② 保護者の状況に配慮した個別の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の多様化した保育の需要に応じ、多様な事業を実施する場合は、保護者の状況に配慮するとともに、こどもの福祉が尊重されるよう努め、こどもの生活の連続性を考慮すること。 ・ こどもに障がいや発達上の課題が見られる場合は、市町や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。 ・ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。 <p>③ 不適切な養育等が疑われる家庭への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者等に育児不安等が見られる場合は、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。 ・ 保護者に不適切な養育が疑われる場合は、市町や関係機関と連携し、適切な対応をとること。また、虐待が疑われる場合は、速やかに市町又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。 <p>(2) 地域のこどもの保護者等に対する子育て支援が行われているか。</p> <p>① 地域に開かれた子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。 ・ 地域のこどもに対する活動を行う際は、一人一人のこどもの心身の状態などを考慮するとともに、柔軟に活動を展開できるようにすること。 <p>② 地域の関係機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育ての支援に関する地域の人材の積極的に連携を図るよう努めること。 ・ 地域のこどもを巡る諸課題に対し、関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。 	保育指針第4章	<p>(1) 保護者に対する子育て支援が行われていないので改善すること。</p> <p>(2) 地域の保護者等に対する子育て支援が行われていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p>
4 児童の健康・安全の状況				
1	保健計画を作成しているか。	保育指針第3章1(2)	(1) 保健計画を作成していないので作成すること。	B-1-(1)
2	<p>児童の健康診断が適正に実施されているか。</p> <p>(1) 入所時の健康診断を実施しているか。(原則入所月内)</p> <p>※ 年度途中の入所児童についても同様に実施すること。なお、転入した児童の転園前の保育所等における健康診断の結果の写し又は3歳未満児の母子健康手帳の写しの提出をもって入所時の健康診断に代えることは、入所日から遡って6か月以内に受診したものに限り認められること。</p> <p>※ 母子保健法に基づく健康診査の結果をもって定期又は臨時の健康診断に代えることは、健康診断の実施日から遡って6か月以内に受診したものに限り認められること。</p> <p>(2) 定期健康診断を実施しているか。(少なくとも1年に2回)</p> <p>(3) 実施時期・方法は適当か。</p> <p>(4) 未実施児への対応は十分か。</p> <p>(5) 検査項目は十分か。</p> <p>(6) 記録はあるか。</p> <p>(7) 身長、体重及び胸囲の測定を定期的に行っているか。(身長、体重は毎月、胸囲は年2回以上)</p> <p>(8) 検査結果について保護者に通知しているか。</p> <p>(9) 検査結果に異常があった児童について、保護者に受診(再検査)の勧奨を行っているか。</p> <p>(10) 受診(再検査)の勧奨を行った児童について、再検査の結果又は治療の状況を確認しているか。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第12条)</p> <p>保育指針第3章1(2)</p> <p>「保育所での健康診断における視力及び尿検査の実施について」 (H22.8.19 愛媛県子育て支援課長事務連絡)</p>	<p>(1) 入所時の健康診断を実施していないので実施すること。</p> <p>(2) 健康診断を年2回実施していないので実施すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施時期又は方法が適切でないので改善すること。</p> <p>(4) 実施日に欠席した児童等への対応が不十分なので改善すること。</p> <p>(5) 検査項目が不十分なので改善すること。</p> <p>(6) 検査結果の記録がないので記録すること。</p> <p>(7) 身長、体重及び胸囲の測定を定期的に行っていないので実施すること。</p> <p>(8) 検査結果を保護者に通知していないので通知すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p> <p>B-1-(1)</p>

保育所

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>【留意点】</p> <p>①入所児童の疾病の予防に留意し、常に保護者・嘱託医・保健所等と緊密に連携し、清潔の習慣・食生活・遊びの内容としての活動と休息のバランス・体の鍛錬・環境整備・衣服調節・歯科衛生・感染症の防止等の注意を図る。児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>②保育所は、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて健康診断を行わなければならないと規定されており、視力及び尿検査についても、嘱託医と協議の上、必要と認められる児童については、適切に実施すること。特に、視力については、幼児期に強い屈折異常や斜視があると目の機能の発達が遅れ、十分な視力が得られないことがあり、こうした異常は早く発見し、正しい治療や指導を受ける必要がある。視力検査は、目の異常の有無の確認に重要な検査であることから、保育所において全児童の視力検査を実施できない場合であっても、少なくとも3歳以上の児童については、保護者に家庭での視力検査の実施を依頼するなど、定期的に児童の目の状態を確認する機会を設ける必要がある。</p> <p>ただし、3歳未満児については、原則として以下のとおりと差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> -「尿検査」については、採尿自体が困難であること等から、健康診断の検査の項目として実施することは求めないこと。 -「視力検査」及び「聴力検査」については、学校と同様の方法で行うことは求めないこと。なお、児童の健康な生活の観点や、斜視や弱視、難聴等の早期発見・早期対応の観点等を踏まえつつ、こどもの状況等に応じた方法で行うことが期待されること。 	<p>「乳幼児に対する健康診断について」(H10.4.8 児母発第29号)(最終改正：R5.3.22)</p> <p>「保育所等における低年齢児の健康診断について」(R7.9.16 こ成基第213号他)</p> <p>保育所等における低年齢児の健康診断に関する事例集(令和7年3月 日本総研)</p>	<p>(9)保護者に受診(再検査)の勧奨を行っていないので改善すること。</p> <p>(10)再検査の結果又は治療の状況を確認していないので改善すること。</p>	<p>B-2</p> <p>B-2</p>
	<p>3 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。</p> <p>入所前の発育と健康状態・既往歴・生活習慣等を知ることは、入所後の健康管理に役立てるため必要である。</p>	<p>保育指針第3章1(2)</p>	<p>(1)入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない又は不十分であるので是正すること。</p>	<p>B-2</p>
	<p>4 日々の健康状態を観察し、必要に応じて記録しているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>顔色・活発さ・他児への話しかけ・機嫌・食欲・吐き気・便秘・日常と異なる行動はないか、日々健康状態など児童を観察し、保育内容の向上に役立てることが求められる。毎日登所時に、顔ぼう・体温・皮膚の異常の有無及び清潔状態について観察し必要に応じ適当な措置をとらなければならない。また降所時清潔・外傷・服装等の異常について、個々の児童を点検し、異常があった場合はその処置を行い保護者に引き渡すことが必要である。</p>	<p>保育指針第3章1(1)</p>	<p>(1)日々の健康状態を把握していないので改善すること。</p>	<p>B-2</p>
	<p>5 虐待等への対応が的確に行われているか。</p> <p>(1)職員に対し、虐待防止の研修が行われているか。</p> <p>(2)児童虐待の早期発見に努めているか。</p> <p>(3)発見したときは、速やかに市町、県の設置する福祉事務所・児童相談所に通告しているか。</p> <p>(4)関係機関との連携が図られているか。</p> <p>(5)保育中や保育所への登降所時の観察等により、虐待等の兆候について保育士から報告等がされているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>虐待の疑いのあるこどもの早期発見とこどもやその家族に対する適切な対応は、こどもの生命の危険、心身の障がいの発生の防止につながる重要な保育活動といえる。虐待の保育現場における早期発見は、登所時や保育活動中のあらゆる機会に可能であるので、こどもの心身の状況や家族の態度などに十分に注意して観察や情報の収集に努める。また、虐待が疑われる場合には、こどもの保護とともに、家族の養育態度の改善を図ることに努める。この場合、一人の保育士や保育所単独で対応することが困難なこともあり、嘱託医、地域の児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所や市町の保健センターなどの関係機関との連携を図ることが必要である。</p>	<p>児童虐待の防止等に関する法律第4条～第6条</p> <p>保育指針第3章1(1)</p> <p>「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」(H18.10.6 雇児総発第1006001号)</p>	<p>(1)虐待等への対応が的確に行われていないので改善すること。</p> <p>(2)虐待防止に係る職員への研修が行われていないので定期的実施すること。</p> <p>(3)虐待等の早期発見のための取組みが行われていないので実施すること。</p> <p>(4)関係機関との連携が不十分なので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p>

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>6 救急対応を適正に行うために必要な措置を講じているか。</p> <p>(1)職員間及び嘱託医等との連携体制が整備されているか。</p> <p>(2)救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エビペン®の使用等)の実技講習を定期的に受けているか。また、施設内で研修・訓練を行っているか。</p> <p>(3)119番通報の訓練を含めた事故発生時の対処方法を身につける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努めているか。</p> <p>(4)児童等の心停止時にAEDを速やかに使用できるよう、施設内へのAED設置等の措置を講じているか。また、AEDの配置場所が容易に把握できるよう、適切な場所への配置や位置を示す掲示等を行っているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>①保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、そのこどもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医やこどものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>②こどもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全職員が対応できるようにしておくこと。</p> <p>③重大事故(と考えられる事故)が発生した場合は、以下について迅速に対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心肺蘇生・応急処置、119番通報をする。 ・事故の状況(けが人、現場・周囲の状況等)を的確に把握する。 ・保護者に事故の発生について連絡し、現在分かっている事実を説明する。 <p>あわせて、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの生命と健康を優先し、応急処置は迅速に行う。 ・受診の判断に迷う場合には受診する。 ・職員は事故の状況やこどもの様子に動揺せず、またこどもの不安を軽減するように対応する。 <p>④AEDは幼児のみならず、1歳未満の乳児に対しても使用できる。AEDは心停止から5分以内に電気ショックが可能な配置が求められており、施設内への設置が望ましいこと。また、施設内への設置が困難な場合であっても、建物内や近隣のAEDが速やかに使用できるようにすること。</p>	<p>保育指針第3章1(3)</p> <p>「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(H28.3 内閣府)</p> <p>「自動体外式除細動器(AED)の適正配置に関するガイドラインの補訂について」(R1.5.17 医政発0517第11号)</p>	<p>(1)職員間及び嘱託医等との連携体制が整備されていないので整備すること。</p> <p>(2)救急対応の実技講習を定期的に受講していないので受講すること。</p> <p>(3)救急対応の施設内訓練等を実施していないので実施すること。</p> <p>(4)事故防止に係る職員の資質の向上のための取組みが不十分なので改善すること。</p> <p>(5)AEDの速やかな使用のための措置が講じられていないので改善すること。</p> <p>(6)医務室の環境整備が不十分なので改善すること。</p>	<p>A-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>7 0歳児の日々の健康状態の記録状況が適正であるか。</p> <p>(1)0歳児の日々の健康状態の記録はあるか。</p> <p>(2)乳幼児突然死症候群(SIDS)を予防するための対策を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児期の児童に対し、寝かせ始めにあおむけ寝にする、睡眠時に点検表を利用して児童の様子を観察するなどの対策をとっているか。 <p>(3)保護者と連絡を取っているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>①特に0歳児は、身体機能が未熟であり、抵抗力も弱いので健康状態については、万全の措置と細心の注意が要請される。また、発育の状況も著しく、個人差も大きいので、一人一人について日々記録しておく必要がある。</p> <p>②乳幼児突然死症候群(SIDS)のほとんどが1歳過ぎまでに発生していることを踏まえ、少なくとも1歳半までは睡眠時の児童の観察及び記録を行うこと。</p>	<p>保育指針第3章1(1)</p>	<p>(1)0歳児の日々の健康状態の記録がないので記録すること。</p> <p>(2)SIDSの予防対策を講じていない又は不十分であるので対策を講ずること。</p> <p>(3)健康状態に関して保護者と連絡を取っていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>8 0・1歳児の家庭での状態を把握しているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>0・1歳児の低年齢児は、日々の健康状態に変化が特に著しい時期であり、登所時までの家庭での健康状態(食事・睡眠・体調等)を十分把握し、保育所での保育に生かす必要がある。</p>	<p>保育指針第3章1(1)</p>	<p>(1)家庭での状態を把握していないので把握すること。</p>	<p>B-2</p>
	<p>9 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。(使用期限や保管方法)</p> <p>【留意点】</p> <p>児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>①薬品……………消毒液、軟膏、湿布薬など</p> <p>②包帯材料他…ガーゼ、脱脂綿、絆創膏、包帯など</p> <p>③器具他……………ピンセット、はさみ、体温計、冷却シート等、身体測定用具など</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第10条) 保育指針第3章1(3)</p>	<p>(1)必要な医薬品等の整備・管理を適正に行うこと。</p>	<p>B-1-(2)</p>

保育所

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>④薬品の管理…定期的に点検して、必要があれば新品と取替え古い物は捨てる。また、薬品名が不明のものは廃棄する。</p> <p>⑤その他……内服薬については、医師の指示した薬を服用することを原則とし、常用薬は置かない。保育所の処置はあくまで医師の治療を受けるまでの処置であり、これをもって治療としてはならない。</p>			
	<p>10 個別に与薬が必要な子どもについては、保護者から与薬依頼票等を徴しているか。また、預かった薬を適切に管理しているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>①保育所において子どもに薬を与える場合は、医師の診断及び指示による薬に限定すること。</p> <p>②服用する薬は、1回分ずつに分けて当日分のみを持参させること。</p> <p>③与薬依頼票等は、少なくとも以下の内容を含むものとする。</p> <p>保護者記入欄：医療機関(医師)名、病名(症状)、薬の種類、服用(使用)方法、依頼年月日、児童名、保護者名、処方期間</p> <p>保育所記入欄：受領者名、与薬者名及び与薬時間</p> <p>④預かった薬については、他の子どもが誤って服用することのないように施錠のできる場所に保管するなど管理を徹底する。また、与薬に当たっては、複数の保育士等(保育教諭等)で、対象児を確認し、与薬忘れ等の誤りがないようにするとともに、与薬後には子どもの観察を十分に行う。</p>	<p>保育指針解説第3章1(3)⑤</p>	<p>(1)与薬が必要な子どもについて、保護者から与薬依頼票等を徴していないので徴取すること。</p> <p>(2)保護者から預かった薬の保管が不適切であるので管理を徹底すること。</p>	<p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>11 保育室、便所等の設備、寝具、遊具等の備品が清潔であるか。</p>	<p>最低基準第3条(基準省令第10条)</p>	<p>(1)設備等に衛生上の著しい問題があるので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
	<p>【着眼点】</p> <p>乳児用ベッドの劣化・錆び、手拭きタオルの共用・重なり、歯ブラシの保管状態(毛先を上向きにして保管しているか等)、手洗い石鹸等がなくなっていないか、床・じゅうたん・畳・カーテン・クッション等が清潔であるか、加湿器・空気清浄機等が清潔であるか 等</p>	<p>保育指針第3章3(1)</p>	<p>(2)衛生管理が不十分であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(2)</p>
	<p>【留意点】</p> <p>①手拭きタオルについては、トイレ用とその他用で分けることが望ましい。</p> <p>②固形石鹸及びその置き台、ネット等には前に使用した人の汚れやウイルス等が付着している可能性が高いことから、液体石鹸の使用を原則とすること。</p>			
	<p>5 感染症対策</p>			
	<p>1 感染症及び食中毒対策は万全か。また、保健所と連携し助言指導を受けた場合は改善しているか。当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(1)感染症の予防対策を講じているか。</p> <p>(2)感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。</p> <p>(3)罹患した児童が登所を再開する際は、保育所における集団生活に支障がないと医師により判断されたことを保護者を通じて確認すること。なお、「意見書(医師が記入)」又は「登所届(保護者が記入)」については、疾患の種類に応じて必要性を検討し、事前にその取扱いについて保護者に周知した上で提出を求めること。</p> <p>(4)感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。(原則、年度当初に実施すること。)</p> <p>【留意点】</p> <p>①社会福祉施設は集団生活の場であり、衛生管理上特に配慮を要するものである。当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(感染症マニュアルの作成、年1回以上の研修の実施等)</p> <p>②メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)、結核、ノロウイルス等の施設内感染防止及び腸管出血性大腸菌等の食中毒などの防止については万全を期すこと。</p> <p>③感染症等の発生時には、医療機関等との連携を図るとともに、速やかに主管部局及び保健所へ報告すること。</p>	<p>最低基準第3条(基準省令第10条)</p> <p>「保育所における感染症対策ガイドライン」の改訂について(H30.3.30 子保発0330第1号)(令和3年8月一部改訂)</p>	<p>(1)感染症及び食中毒の予防対策を講じていないので改善すること。</p> <p>(2)感染症発生時、速やかに保健所等に報告がされていないので改善すること。</p> <p>(3)登所を再開する際は、集団生活に支障がないことを保護者を通じて確認し、必要に応じて「意見書」又は「登所届」の提出を求めること。</p> <p>(4)感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していないので実施すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p> <p>B-2</p> <p>B-1-(2)</p>

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>6 個人情報保護及び秘密の保持</p> <p>1 個人情報の取得に関し、適正に取り扱っているか。 【具体的内容】 (1) 利用目的をできる限り特定すること。 (2) 本人から直接書面に記載された個人情報を取得する場合等は、あらかじめ本人に対し、利用目的を明示しなければならない。また、あらかじめその利用目的を公表している場合（事務所に掲示、ホームページへ掲載等）を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならないこと。 (3) 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、あらかじめ本人（未成年者又は被後見人の場合は、法定代理人、知的障がい者の場合は本人及び家族）の同意を得ること。 (4) 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないこと。</p> <p>2 個人データの漏えいの防止等のため、必要かつ適切な措置を講じているか。 【具体的内容】 (1) 個人情報保護に関する規程の整備、公表 (2) 個人情報保護推進のための組織体制等の整備（管理者、監督者等の設置） (3) 個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備 (4) 入退館（室）管理の実施、機器等の固定等の物理的保護、アクセス管理等の技術的安全管理措置の実施 (5) 従業者の個人情報保護に関する規程の整備（雇用契約書や就業規則において在職中及び離職後の守秘義務を課することなど） (6) 職員（派遣労働者、ボランティア、実習生を含む。）からの誓約書の徴取等 (7) 従業者に対する教育研修の実施 (8) 業務委託における個人情報の安全管理のための措置を盛り込んだ委託契約書の作成（委託者が定める安全管理措置を受託者の義務とすることなど）</p> <p>3 あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供していないか。 【具体的内容】 (1) 第三者に対し個人データを提供する場合には、本人の同意を得る必要がある。 (2) ただし、次に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。 ア) 法令に基づく場合。 イ) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（急病のため、医師に状況を説明する場合等） ウ) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（児童虐待事例について関係機関と情報交換する場合等） エ) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 (3) 個人情報保護法第21条の規定に基づき利用目的として第三者に提供することを公表している場合であっても、第27条に基づき本人の同意が必要となる。</p> <p>4 本人から保有個人データの開示を求められたときには、遅滞なく開示しているか。 【具体的内容】 (1) 本人から保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し遅滞なく開示しなければならない。 (2) ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。 ア) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。 イ) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。 ウ) 他の法令に違反することとなる場合。</p>	<p>個人情報保護法第15条～第27条 最低基準第3条 （基準省令第14条の2） 保育指針第1章1（5）</p> <p>「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」 （H28.11 個人情報保護委員会）（最終改正：R7.4）</p>	<p>(1) 個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護について、保護者にあらかじめ文書等による同意をとること。</p> <p>(1) 個人情報保護について必要な措置が不十分であるので是正すること。</p> <p>(1) 個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ本人に同意をとること。</p> <p>(1) 本人から保有個人データの開示請求を求められたときは、遅滞なく開示すること。</p>	<p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>7 苦情解決</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 苦情解決規程を整備して、苦情解決の手続きを明確にしているか。 2 苦情解決責任者、苦情受付担当者を設置しているか。 3 苦情解決の仕組み、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の氏名、連絡先等が利用者に周知されているか。 4 苦情内容等の記録簿を整備しているか。 5 解決結果等を公表しているか。(個人情報に係るもの及び苦情申出人が公表を拒否したものを除く。) <p>【留意点】 社会福祉施設の経営者は、常に、その提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならない。利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するなど、苦情解決の体制や手順等、苦情解決の仕組みを作り、広報誌、ホームページ等により利用者等に周知し、利用者の権利の擁護と、福祉サービスの適切な利用を支援していくとともに、ルールに沿った解決を進めることで、事業者の信頼や適正性の確保を図っていかなければならない。 なお、第三者委員は複数選任が望ましい。</p>	<p>社会福祉法第82条 最低基準第3条 (基準省令第14条の3)</p> <p>保育指針第1章1(5)</p> <p>「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(H12.6.7 児発第575号他)(最終改正:H29.3.7)</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 苦情解決規程を整備して、苦情解決の手続きを明確にすること。 (2) 苦情解決責任者、苦情受付担当者を設置すること。 (3) 第三者委員を設置すること。 (4) 苦情解決の仕組み等を周知すること。 (5) 苦情内容の記録簿を整備すること。 (6) 苦情の有無及び解決結果等を公表すること。 	<p>A-1-(1)</p> <p>A-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
	<p>8 事故防止</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童の事故防止のための取組みを行っているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・事故の恐れのある場所等の再点検 ・職員の危機意識向上研修 ・点検事項遵守の定期的検証 ・事故防止、事故発生時対応マニュアル等の作成 2 事故記録簿及びヒヤリハット記録簿を作成しているか。かつ、事故防止、予防策の検討をし、集計・分析を行い、職員全体に周知しているか。 3 損害賠償保険に加入しているか。 4 事故について自治体、家族等指定された連絡先に速やかに連絡・報告しているか。 5 重大事故が発生しやすい場面における事故防止対策を行っているか。 <p>【留意点】 ①こどもは、その発達上の特性から事故の発生が多く、それによる障害はこどもの心身に多くの影響を及ぼす。事故防止は、保育の大きな目標であることを認識する必要がある。保育士は、こどもの事故発生についての知識を持つとともに、保護者に対してこどもの事故についての認識を深めるための協力を求める。 法人及び施設管理者並びに従事者は、利用者の安全で安心できる生活が営めるよう、業務上通常人に比べて特別の注意義務を有する。職員の不注意や危機意識の欠如等により児童の安全が脅かされることのないよう、事故防止の取組みを行う必要がある。 ②こどもの年齢、場所、活動内容に留意して事故の発生防止に取り組む必要がある。特に、重大事故が発生しやすい場面については、以下の注意事項を踏まえて対応すること。</p> <p>ア 睡眠中 ○以下の点を含む乳児の窒息リスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行う。 《窒息リスクの除去の方法》 ・医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせる。 ・一人にしない、寝かせ方に配慮を行う、安全な睡眠環境を整える。 ・やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ、またはヒモ状のもの(例:よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等)を置かない。 ・口の中に異物がないか確認する。 ・ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。 ・こどもの数、職員の数に合わせ、定期的にこどもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。</p>	<p>保育指針第3章3(2) 保育指針解説第3章3(2)</p> <p>「教育・保育施設等における事故の報告等について」(R7.3.21 こ成安第44号他)</p> <p>「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(H28.3 内閣府)</p> <p>「教育・保育施設等における睡眠中及び食事中の事故防止に向けた取組の徹底について」(R5.4.27 こども家庭庁等事務連絡)</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 事故防止のための取組みを行っていないので改善すること。 (2) 事故記録簿及びヒヤリハット記録簿を作成すること。 (3) 事故について、速やかに連絡・報告すること。 (4) 事故防止マニュアルが整備されていないので整備すること。 (5) 重大事故が発生しやすい場面における事故防止対策が不十分であるので改善すること。 (6) 熱中症事故の防止対策が不十分であるので改善すること。 	<p>A-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>イ プール遊び・水遊び</p> <p>○ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。</p> <p>○ 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、こどものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。</p> <p>《プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監視者は監視に専念する。 ・ 監視エリア全域をくまなく監視する。 ・ 動かないこどもや不自然な動きをしているこどもを見つける。 ・ 規則的に視線を動かしながら監視する。 ・ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。 ・ 時間的余裕をもってプール活動を行う。 等 <p>○ 施設は、職員等に対し、心肺蘇生法を始めとした応急手当等及び119番通報を含めた緊急事態への対応について教育の場を設け、緊急時の体制を整理し共有しておくとともに、緊急時にこれらの知識や技術を活用することができるように日常において実践的な訓練を行う。</p> <p>ウ 誤嚥(食事中)</p> <p>○ 職員は、児童の食事に関する情報(咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況)について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の児童の健康状態等について情報を共有する。</p> <p>○ 児童の年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。</p> <p>※ りんごや梨等の果物については、咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすいので、(離乳食)完了期までは加熱して提供すること。</p> <p>ぶどうは、球形というだけでなく皮も口に残るので危険なため、給食での使用を避けること。</p> <p>○ 食事の介助をする際の注意としては、以下のことなどが挙げられる。</p> <p>《食事の介助をする際に注意すべきポイント》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゆっくり落ち着いて食べることができるよう児童の意志に合ったタイミングで与える。 ・ 児童の口に合った量で与える(一回で多くの量を詰めすぎない)。 ・ 食べ物を飲み込んだことを確認する(口の中に残っていないか注意する)。 ・ 汁物などの水分を適切に与える。 ・ 食事の提供中に驚かせない。 ・ 食事中に眠くなっていないか注意する。 ・ 正しく座っているか注意する。 <p>○ 食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、施設の状況に応じた方法で、児童(特に乳児)の食事の様子を観察する。特に食べている時には継続的に観察する。</p> <p>○ 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材(例:白玉風のだんご、丸のままのミニトマト等)は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。</p> <p>エ 誤嚥(玩具、小物等)</p> <p>○ 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。</p> <p>○ 手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用するとともに、その児童の行動に合わせたものを与える。</p> <p>○ 児童が、誤嚥につながる物(例:髪ゴムの飾り、キーホルダー、ビー玉や石など)を身につけている場合もあり、これらの除去については、保護者を含めた協力を求める。</p> <p>○ 窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等については、施設内で情報を共有し、除去することが望ましい。</p>	<p>「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(通知)」 (R4.6.13 府子本第679号他)</p>		

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>オ 食物アレルギー</p> <p>○ アレルギーについて施設での配慮が必要な場合、保護者から申し出てもらい、幼稚園等の学校においては学校生活管理指導表を、保育所においてはアレルギー疾患生活管理指導表を配付し、提出してもらい、食物の除去については、医師の診断に基づいた同表を基に対応を行い、完全除去を基本とする。</p> <p>○ 主要原因食物である鶏卵、牛乳、小麦は安価で重要な栄養源であるため、食事の献立に組み込まれる傾向にあることから、主要原因食物に対する食物アレルギーの児童が施設にいる場合、除去食又は代替食による対応が必要。</p> <p>○ 施設では、家庭で摂ったことのない食物は基本的に与えないことが望ましい。また、家で摂ったことがある食物を与えたときであっても、新規に症状を誘発する可能性があることから、食事後に児童がぐったりしている等の場合、アナフィラキシーショックの可能性を疑い、必要に応じて救急搬送を行うことが望ましい。</p> <p>○ 除去食、代替食の提供の際には、食事提供のプロセスである献立、調理、配膳①(調理室から食事を出すときの配膳)、配膳②(保育室等での食事を準備するときの配膳)、食事の提供という一連の行動において、どこで人的エラーが起きて誤食につながることに注意する。</p> <p>○ 自らの施設において、人的エラーが発生する可能性がある場面を明らかにし、人的エラーを減らす方法や気づく方法のマニュアル化を図ることが望ましい。</p> <p>(ア) 食事提供の全過程の中で人的エラーが発生しそうな事象、人的エラーが発生したがチェック体制により防ぐことができた事例を報告し、自らの施設で人的エラーが発生する可能性がある場面を明らかにする仕組みを作る。</p> <p>(イ) 上記(ア)で明らかになった「人的エラーが発生する可能性がある場面」の情報をもとに、それぞれの場面における人的エラーを減らす方法を共有する。</p> <p>《人的エラーを減らす方法の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくないようにする。 ・ 食物アレルギーの児童の食事を調理する担当者を明確にする。 ・ 材料を入れる容器、食物アレルギーの児童に食事を提供する食器、トレイの色や形を明確に変える。 ・ 除去食、代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにする。 ・ 食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーの児童の調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。 <p>(ウ) 上記(ア)で明らかになった場面のうち、特に重要な場面(例: 調理室で代替食を調理する時、取り分けする時、ワゴンで調理室から他の職員に受け渡す時、保育室等で配膳する時)を決め、アレルギー表と現物等との突き合わせによる確認を行う。</p> <p>○ 施設における食物アレルギーへの対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成31年4月厚生労働省)及び「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月 文部科学省)を参考に取り組む。</p> <p>③熱中症事故の防止のため、以下のような点に留意すること。</p> <p>○ 送迎用バスに置き去りにされた場合、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことから、児童の所在確認を徹底し、置き去り事故防止に万全を期すこと。</p> <p>○ 暑くなる前から暑熱順化(体を暑さに徐々に慣らししていくこと)を適切に取り入れること。</p> <p>○ 身体を動かして遊んだり、施設の外に出掛けたりする時は、活動前に適切な水分補給を行うこと。</p> <p>○ 必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えるほか、こまめな休憩をとること。</p> <p>○ 活動終了後も水分補給を行うこと。</p> <p>○ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、衣服を緩める、早期の水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと。</p> <p>また、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者を危機管理マニュアルなどにおいてあらかじめ具体的に定め、職員間で共有しておくよう努めること。なお、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数(WBGT)を用いることが考えられる。</p>	<p>「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」(R7.6.3 こども家庭庁等事務連絡)</p>		

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
9	<p>安全対策</p> <p>1 児童の安全確保のための取組みを計画的に実施するための計画(安全計画)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。 (1)安全計画を策定しているか。 【留意点】 ①安全計画では、保育所等の設備の安全点検の実施に関すること、保育士等の職員や児童に対し、保育施設内での保育時はもちろん、散歩等の園外活動時や、保育所等が独自にバス等による送迎サービスを実施している場合におけるバス等での運行時など施設外での活動、取組等においても、安全確保ができるために行う指導に関すること、安全確保に係る取組み等を確実に実行するための職員への研修や訓練に関することなどを計画的に行うためのものであることが求められる。 ②児童の安全確保に関する取組みを計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、①の取組みについての年間スケジュールを定める必要がある。 ③安全計画の作成に当たっては、保育所等が行う児童の安全確保に関する取組みと実施時期を整理し、必要な取組みを安全計画に盛り込む必要がある。</p> <p>(2)安全計画について職員に周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しているか。 (3)児童の保護者等に対し、施設での安全計画に基づく取組みの内容等を周知しているか。 (4)定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</p> <p>2 施設・設備等の安全管理が適切に行われているか。 (1)施設・設備等の安全点検が定期的に行われているか。 【留意点】 安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等について、安全性の確保や機能の保持、保管の状況など具体的な点検項目、点検日及び点検者を定めた上で、定期的に点検することが必要である。</p> <p>(2)屋外遊具の安全点検が適切に行われているか。 【留意点】 ①屋外遊具については、特に可動・回転系の遊具の可動部品の劣化、木製遊具の腐食等、鉄製遊具のサビ等による事故が多いことから、職員が日常的に定期点検を行うとともに、専門業者により年1回以上の詳細な点検を行うこと。 ②詳細な点検は、遊具の安全基準や規格などを熟知した専門業者により実施される必要があることから、(一社)日本公園施設業協会策定の「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2024」に基づき点検を実施できる技術者等により実施すること。また、点検業務の委託に当たっては、点検を実施する技術者の資格要件を仕様書に明記するなど、専門業者による点検が確実に実施されるよう、必要な措置を講ずること。 ③施設長は、専門業者による点検への立会い等を通じて点検方法等の理解に努めるとともに、職員に対する遊具の危険箇所の周知や安全教育の実施等により、施設の安全管理に対する共通理解を深めることが望ましい。</p> <p>(3)園外活動(散歩、遠足等)に係る安全管理が適切に行われているか。 ・目的地及び経路の事前の安全確認(下見)の実施 ・危険箇所の一覧表や散歩マップ等による職員間の情報共有 ・園外活動時の職員体制と役割分担、緊急事態発生時の連絡方法等の検討及び必要な対策の実施 ・下見結果等を踏まえた園外活動計画の作成 ・園外活動の携行品、ベビーカー等の点検 ・児童の人数、健康状態、出発時の服装等の確認 ・活動結果を踏まえた園外活動記録の作成及び振り返り、散歩マップ等の見直し</p> <p>【留意点】 ①園外活動に係る事前の下見は、散歩等で日常的に目的地としている場所については、年度当初に危険箇所の一覧表等による職員間の情報共有が十分に行われている場合、毎回の実施を必須とはしないが、日常的に目的地としていない場所や、前回訪れた際から間隔が空いた場所については、必ず事前の下見を行うこと。 ②散歩マップ等は、目的地までの想定経路、病院・交番・AED設置場所等の情報を含むものとし、現地の写真の活用等を通じて、危険箇所等の認識の共有が十分に図られるようにすること。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第6条の3)</p> <p>「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」 (R4.12.15 厚生労働省事務連絡)</p> <p>最低基準第3条 (基準省令第6条の3)</p> <p>保育指針第3章4(1)</p> <p>「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」 (H20.8.29 雇児総発第0829002号、障障発第0829001号)</p> <p>保育指針第3章3(2) 「保育所等における園外活動時の留意事項について」 (R1.6.21 厚生労働省事務連絡)</p>	<p>(1)安全計画が策定されていないので策定すること。</p> <p>(2)安全計画が職員に周知されていないので周知すること。</p> <p>(3)安全計画に基づく研修及び訓練が定期的実施されていないので実施すること。</p> <p>(4)児童の保護者等に対し、施設での安全計画に基づく取組みの内容等を周知していないので周知すること。</p> <p>(5)定期的な安全計画の見直し及び必要に応じた安全計画の変更が行われていないので改善すること。</p> <p>(1)施設・設備等の定期的な点検が実施されていないので実施すること。</p> <p>(2)施設・設備等の点検項目が不十分なので改善すること。</p> <p>(3)屋外遊具について年1回以上の詳細な点検が実施されていないので実施すること。</p> <p>(4)屋外遊具の詳細な点検について、点検業務を適正に実施できる者により行われていないので改善すること。</p> <p>(5)職員による屋外遊具の定期点検が実施されていないので実施すること。</p> <p>(6)異常・劣化等の見られた遊具について対策が講じられていないので改善すること。</p> <p>(7)園外活動に係る安全管理が適切に行われていないので改善すること。</p> <p>(8)園外保育計画・記録の内容が不十分であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p>

保育所

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>3 児童の安全管理に関するマニュアルを策定し、職員に共有しているか。</p> <p>【留意点】 以下の事項についてマニュアルにより可視化し、常勤保育士だけでなく非常勤職員、保育補助者も含め、保育所全職員に共有すること。 ・通常保育時において、児童の動きを常に把握するための役割分担を構築すること。 ・リスクが高い場面(午睡、食事、プール・水遊び、園外活動、バス送迎)での職員が気をつけるべき点、役割分担を明確にすること。 ・緊急的な対応が必要な場面(災害、不審者の侵入、火事(119番通報)等)を想定した役割分担の整理と掲示、保護者等への連絡手段の構築、地域や関係機関との協力体制の構築などを行うこと。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第6条の3)</p> <p>「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」 (R4.12.15 厚生労働省事務連絡)</p>	<p>(1)児童の安全管理に関するマニュアルが策定されていないので策定すること。</p> <p>(2)児童の安全管理に関するマニュアルの職員への共有が不十分なので全職員に共有すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>4 児童及び保護者への安全指導等を実施しているか。</p> <p>【留意点】 ①児童への安全指導 ・児童の発達や能力に応じた方法で、児童自身が保育所の生活における安全や危険を認識すること、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解させるよう努めること。 ・地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けること。 ②保護者への説明・共有 ・保護者に対し、安全計画及び園が行う安全に関する取組みの内容を説明・共有すること。 ・安全計画及び園が行う安全に関する取組みの内容について、公表しておくことが望ましいこと。</p>		<p>(1)児童及び保護者への安全指導等が実施されていないので実施すること。</p> <p>(2)児童及び保護者への安全指導等の取組み内容が不十分なので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>5 児童の登降所時等の安全管理が適切に行われているか。</p> <p>(1)児童の登降所について、保護者等児童の安全に責任のある者に行わせているか。 (2)保護者の送迎時の駐停車スペースが確保されているか。 (3)送迎バスを運行している場合は、有償運送の許可はあるか。 (4)送迎バス等の乗降車時に、点呼等により児童の所在を確認しているか。 ※送迎に限らず、児童の移動のために自動車を運行するときは、所在確認を行うこと。 (5)送迎バスを運行している場合は、要件を満たす安全装置を装備しているか。 《安全装置の要件》 装備する安全装置は、「降車時確認式」、「自動検知式」のいずれかの方式であって、国土交通省策定の「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」の定める要件に適合する製品であること。 (6)バス送迎に係る安全管理マニュアル等を整備し、職員間で共有しているか。 【留意点】 送迎バスを運行する場合は、運転を担当する職員の他に児童の対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと。 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車を運行するときは、当該自動車で車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。 (7)送迎バスには消火器を備えているか。</p>	<p>保育指針第3章3(2) 道路運送法第78条 最低基準第3条 (基準省令第6条の4) 保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について(再周知)(R4.9.6 事務連絡)</p> <p>バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」について(R4.10.12 事務連絡)</p> <p>「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」 (R4.12.20 事務連絡)</p> <p>道路運送車両の保安基準第47条</p>	<p>(1)児童の登降所を責任のある者以外に行わせているので改善すること。</p> <p>(2)送迎用の駐停車スペースがないので確保すること。</p> <p>(3)送迎バスの有償運送の許可がないので手続きを行うこと。</p> <p>(4)乗車・降車時に点呼等により児童の所在を確認していないので確認すること。</p> <p>(5)送迎バスに要件を満たす安全装置が装備されていないので装備すること。</p> <p>(6)バス送迎に係る安全管理マニュアル等の整備・共有が行われていないので改善すること。</p> <p>(7)送迎バスに適正な消火器が備えられていないので改善すること。</p>	<p>B-2</p> <p>B-2</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p>

保育所

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分						
10 サービスの質の評価等										
	<p>1 福祉サービスの第三者評価受審等、サービスの質向上のための取組みをしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の質の自己評価及び業務の改善が図られているか。 ・定期的に外部評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。 <p>【留意点】 特定教育・保育施設として、自らの行う業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に外部評価を受けた上で、その結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならないこととされており、5年に1度程度の受審が可能となるよう、公定価格上の評価も行うこととしていることから、積極的に外部評価を受審するよう努めること。</p>	<p>社会福祉法第78条 最低基準第3条 (基準省令第36条の2) 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針(について)の全部改正について」 (H26.4.1雇児発0401第12号他)(最終改正:H30.3.26)</p>	<p>(1)業務の質の自己評価及び業務の改善が図られていないので改善すること。</p> <p>(2)定期的に外部評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p>						
II 設備										
1 建物設備の状況										
	<p>1 構造・設備が基準を満たしているか。</p> <p>※利用者が良好な環境のもとで生活を営むために、施設の配置、構造設備は、基準及び各法令の関係諸規定に従うとともに、日光、換気等について、十分考慮されなければならない。</p> <p>(1)基準上必要な設備が設けられているか。 (2)児童数に応じた必要面積が確保されているか。 ※早朝・居残り時、午睡中すべてにおいて満たすこと。</p> <p>【保育所・保育所型認定こども園共通】 乳児又は満2歳に満たない幼児:乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所を設けること。 満2歳以上:保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所を設けること。</p> <p>(面積)</p> <p>①乳児室 乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65㎡以上 ②ほふく室 乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上 ③保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上 ※ロッカーや棚等の固定(常設)物を除いた有効(保育に使用できる)面積が基準を満たすこと。 ④屋外遊戯場 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上</p> <p>【留意点】 ①0・1歳児と2歳以上児は活動内容や生活リズムが異なることから、乳児室・ほふく室は2歳以上児の保育室とは別の部屋とすること。また、乳児室とほふく室についても、特に0歳児の安全のため別の部屋とすることが望ましいが、やむを得ず兼用する場合は、柵等により明確に区画して安全性を確保すること。 ②利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、当該保育所に併設する他の社会福祉施設等との設備の共用が可能であること。</p> <p>《乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物の要件》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>2階に設ける場合</th> <th>3階に設ける場合</th> <th>4階以上に設ける場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> (1)常用の屋内階段又は屋外階段が1以上設けられていること。 (2)避難用の次の施設又は設備が1以上設けられていること。 ①屋内階段(※1) ②待避上有効なバルコニー ③準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備(※2) ④屋外階段 </td> <td> (1)常用の屋内階段(※3)又は屋外階段が1以上設けられていること。 (2)避難用の次の施設又は設備が1以上設けられていること。 ①屋内階段(※1) ②耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備(※4) ③屋外階段 </td> <td> (1)常用の屋内階段(※3)又は屋外階段(※5)が1以上設けられていること。 (2)避難用の次の施設又は設備が1以上設けられていること。 ①屋内階段(※1) ②耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備(※4) ③屋外階段(※5) </td> </tr> </tbody> </table>	2階に設ける場合	3階に設ける場合	4階以上に設ける場合	(1)常用の屋内階段又は屋外階段が1以上設けられていること。 (2)避難用の次の施設又は設備が1以上設けられていること。 ①屋内階段(※1) ②待避上有効なバルコニー ③準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備(※2) ④屋外階段	(1)常用の屋内階段(※3)又は屋外階段が1以上設けられていること。 (2)避難用の次の施設又は設備が1以上設けられていること。 ①屋内階段(※1) ②耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備(※4) ③屋外階段	(1)常用の屋内階段(※3)又は屋外階段(※5)が1以上設けられていること。 (2)避難用の次の施設又は設備が1以上設けられていること。 ①屋内階段(※1) ②耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備(※4) ③屋外階段(※5)	<p>最低基準第3条 (基準省令第32条)</p>	<p>(1)構造、設備が基準を満たしていないので是正すること。</p> <p>(2)児童数に応じた必要面積が確保されていないので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>A-1-(1)</p>
2階に設ける場合	3階に設ける場合	4階以上に設ける場合								
(1)常用の屋内階段又は屋外階段が1以上設けられていること。 (2)避難用の次の施設又は設備が1以上設けられていること。 ①屋内階段(※1) ②待避上有効なバルコニー ③準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備(※2) ④屋外階段	(1)常用の屋内階段(※3)又は屋外階段が1以上設けられていること。 (2)避難用の次の施設又は設備が1以上設けられていること。 ①屋内階段(※1) ②耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備(※4) ③屋外階段	(1)常用の屋内階段(※3)又は屋外階段(※5)が1以上設けられていること。 (2)避難用の次の施設又は設備が1以上設けられていること。 ①屋内階段(※1) ②耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備(※4) ③屋外階段(※5)								

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分						
	<p>◎共通項目</p> <p>(1)耐火建築物(※)又は準耐火建築物(※)であること。(3階以上に設ける場合は耐火建築物であること。)</p> <p>(2)児童が出入り又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>◎3階以上共有項目</p> <p>(1)上記の施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>(2)保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>①スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>②調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(3)保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>(4)非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>(5)保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p> <p>(※1)建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造であるもの(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(保育室等を4階以上に設ける場合は、階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)</p> <p>(※2)建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造であるもの</p> <p>(※3)建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造であるもの</p> <p>(※4)建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造であるもの</p> <p>(※5)建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造であるもの</p> <p>【保育所型認定こども園】</p> <p>(1)連携施設については、幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる要件の全てを満たすときは、この限りでない。</p> <p>①こどもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。</p> <p>②こどもの移動時の安全が確保されていること。</p> <p>(2)園舎の面積は、次の表に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>※満3歳未満のこどもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満のこどもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満のこどもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。</p> <table border="1" data-bbox="474 1075 1041 1155"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【留意点】</p> <p>ただし、既存施設が保育所型認定こども園の認定を受けた場合であって、(3)①～③に規定する基準を満たすときは、この限りでない。</p> <p>(3)認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。</p> <p>満2歳未満のこどもの保育を行う場合には、これに加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。</p> <p>①保育室又は遊戯室 満2歳以上のこども1人につき1.98平方メートル以上</p> <p>②乳児室 満2歳未満のこども1人につき1.65平方メートル以上</p> <p>③ほふく室 満2歳未満のこども1人につき3.3平方メートル以上</p>	学級数	面積(平方メートル)	1学級	180	2学級以上	320+100×(学級数-2)	<p>法施行条例第3条 (基準告示第4)</p>		
学級数	面積(平方メートル)									
1学級	180									
2学級以上	320+100×(学級数-2)									

保育所

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分						
	<p>(4)屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>①満2歳以上のこども1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>②次の表に掲げる面積に、満2歳以上満3歳未満のこどもについて①により算定した面積を加えた面積以上であること。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【留意点】 ただし、既存施設が保育所型認定こども園の認定を受けた場合であって、②の基準を満たすときは、①の基準を満たすことを要しない。</p> <p>(5)保育所型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。</p> <p>①こどもが安全に利用できる場所であること。</p> <p>②利用時間を日常的に確保できる場所であること。</p> <p>③こどもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。</p> <p>④(4)の規定による屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。</p>	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	330+30×(学級数-1)	3学級以上	400+80×(学級数-3)			
	学級数	面積(平方メートル)								
	2学級以下	330+30×(学級数-1)								
3学級以上	400+80×(学級数-3)									
<p>2 エレベーターの定期検査を行っているか。</p> <p>【留意点】 エレベーターの点検を行い、記録しておくこと。 建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならない。 エレベーター及び昇降機 毎年実施</p>	<p>建築基準法第12条第3項 建築基準法施行細則第7条</p>	<p>(1)定期検査を行っていないので実施すること。(対象施設)</p>	B-1-(2)							
<p>3 保育に必要な用具が備えられているか。 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えなければならない。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第32条)</p>	<p>(1)保育に必要な用具等が備えられていない又は不十分であるので改善すること。</p>	B-2							
2 衛生管理										
	<p>1 水道施設について、適正な管理が行われているか。 小規模受水槽水道、飲用井戸等、条例水道、簡易専用水道、専用水道のそれぞれの基準に適合した管理がされているか。 (水道直結方式で受水槽が無い施設は非該当)</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第10条) 水道法第19条、第20条、第22条、第34条の2 愛媛県水道条例第8条、第9条、同施行規則第8条、第9条</p>	<p>(1)水道法等に定める水槽の掃除等の衛生管理を実施すること。(対象施設)</p>	B-2						
	<p>2 水道施設について、必要な検査が行われているか。</p>	<p>愛媛県飲用井戸等衛生対策要領(R6.3.27 5環第1067号 愛媛県県民環境部長)</p>	<p>(1)水道法等に定める定期的な水質検査を実施すること。(対象施設)</p>	B-2						
	<p>3 浄化槽を使用している場合、適正に保守点検、清掃及び水質検査が行われているか。 (浄化槽が無い施設は非該当)</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第10条) 浄化槽法第10条 浄化槽法第11条</p>	<p>(1)浄化槽の定期的な点検及び清掃を実施すること。(対象施設)</p> <p>(2)浄化槽の定期的な水質検査を実施すること。(対象施設)</p>	B-2 B-2						
	<p>4 プールの水質管理を行っているか。</p> <p>【留意点】 (1)遊離残留塩素濃度は0.4~1.0mg/l内であるか。測定回数は午前中1回以上、午後2回以上行っているか。 (2)水温は22℃以上あるか。 (3)プール管理日誌を作成し、3年間保存すること。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第10条) 「遊泳用プールの衛生基準について」 (H19.5.28 健発第0528003号)</p>	<p>(1)プールの塩素濃度の測定を行っていないので測定すること。</p> <p>(2)プールの塩素濃度が基準に適合していない日があるので適正に管理すること。</p>	B-1-(1) B-2						

保育所

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	5 調理施設等について、ねずみ、こん虫等の発生状況の点検及び駆除が適正に行われているか。	最低基準第3条 (基準省令第10条) 社援第65号通知	(1)調理施設内の清掃、ねずみ等の発生防止のため必要な措置が行われていないので適切に行うこと。	B-2
III 運営				
1 定員				
	1 認可定員は遵守されているか (1)保育所の定員は20人以上。 (2)保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則である。 連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態の場合は、定員の見直しに積極的に取り組むこと。 (年間平均在所率=当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したもの) (3)定員を超えて保育の実施を行う場合は、地域において年度途中における保育所入所の受入体制を整えること。 【留意点】 特定教育・保育施設における定員には、児童福祉法に基づき、施設の設置に当たり県が認可し、その後の変更につき県が認めた定員である認可定員と、子ども・子育て支援法に基づく確認に当たり市町が設定し、給付費(委託費)算定の基礎となる利用定員がある。 認可定員は、その施設の設備や職員配置の状況等を踏まえた受入れ可能児童数を示すものであることから、認可定員を上回る利用定員の設定は認められず、また、認可定員の児童数を受け入れられなくなる設備や職員配置の変更も認められない。	児発第295号通知 児保第3号通知	(1)入所児童が認可定員を超え、かつ弾力化の認められる範囲を上回っているのは是正すること。 (2)入所児童数の定員超過により、職員、設備面積等が基準を下回っている所以对策を講ずること。	A-1-(1) A-1-(1)
	2 私的契約児の入所者は適正か。 定員に空きがある場合に、既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させることは差し支えない。	児保第3号通知	(1)認可定員を超え私的契約児を入所させているので改善すること。	B-1-(1)
	3 施設の設置認可(届出)事項に変更が生じた時は、変更届が提出されているか。 ※主な変更届出事項 ① 名称、種類及び位置 ② 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 ③ 運営の方法(定員、経営方法(運営規程、保育時間を含む。)、職員) ④ 経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴 【留意点】 ①建物設備等の変更にあたっては、変更により最低基準を満たさなくなることはないよう、県への事前協議を行うこと。また、変更の届出は、市町を経由して行う必要があること。 ②認可関係書類、図面等は、施設の設備の現状及び認可内容の状況を示すものであることから、適切に整備、保管しておくこと。	児童福祉法第35条第3項、第4項 児童福祉法施行規則第37条	(1)施設の設置認可(届出)事項の変更手続きが適切に行われていないので是正すること。 (2)認可(届出)関係書類が適切に整備・保管されていないので改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)
2 組織・運営(管理)規程				
	1 運営(管理)規程を適切に整備・運用しているか。 (1)運営(管理)規程の内容が適切であるか。 (2)職員及び保護者への周知を十分に行っているか。 【留意点】 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①施設の目的及び運営の方針、②提供する保育の内容、③職員の職種、員数及び職務の内容、④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日、⑤保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額、⑥乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員、⑦保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪保育所の運営に関する重要事項	最低基準第3条 (基準省令第13条)	(1)運営(管理)規程を整備していないので整備すること。 (2)運営(管理)規程の内容が不適切であるので是正すること。 (3)運営(管理)規程の内容の周知が不十分であるので改善すること。	A-1-(1) B-1-(1) B-2

保育所

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>2 業務日誌(保育所日誌)を適正に記録・保管しているか。</p> <p>【留意点】 施設の状況を的確に把握するため、業務日誌(保育所日誌)は施設の日常業務を一覧できる内容である必要がある。施設長等が日々の施設運営上重要と認めることを記録する。 ①児童の出欠状況(利用者の特記事項、現員等)、②施設の行事、③会議 ④職員の状態(出張、休暇)、⑤来訪者等</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第14条)</p>	<p>(1)業務日誌が未作成であるので作成すること。 (2)業務日誌が適切に記録・保管されていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1) B-1-(2)</p>
<p>3 職員</p>				
	<p>1 各職員の職務分掌は明確になっているか。実態と差異はないか。</p> <p>【留意点】 職員の分担事務を明確にすることは、適切に職務を遂行し、かつ責任の所在を明らかにする観点から必要なことである。</p>		<p>(1)職務分掌が不明確なので改善すること。</p>	<p>B-2</p>
	<p>2 諸会議を適切に開催しているか。</p> <p>(1)職員会議、職種別会議、幹部会議等を定期的かつ必要な回数開催しているか。 (2)対象職員全員の参加を前提とし、意見が運営に反映されているか。 (3)欠席者に対して会議の内容を周知しているか。 (4)会議録を適正に作成しているか。(日時、会場、出席者、議題、議事内容等)</p> <p>【留意点】 社会福祉施設は対人的サービスの提供を行うものである。画一的なサービス提供になじまない面があり、個々の職員が利用者と接するそれぞれの場面に応じて、適切な判断に基づく処遇が必要となる。このためには職員の一人ひとりが援助・支援について十分に理解し納得することが必要であり、諸会議を職員の援助・支援等に対する理解と納得を得る一つの場とすることが求められる。</p>		<p>(1)会議の回数・参加者等が適切でないので改善すること。 (2)会議の結果を欠席者へ周知していないので改善すること。 (3)会議録が作成されていないので作成すること。</p>	<p>B-2 B-2 B-2</p>
	<p>3 職員配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。</p> <p>※保育所には、保育士、嘱託医及び調理員(調理業務の全部を委託する施設を除く。)を置かなければならない</p> <p>(1) 保育士の数 次の児童数につき、1人以上配置すること。ただし、保育所1につき2人を下回ってはならない。 ○ 乳児おおむね3人、満1歳以上満3歳未満児おおむね6人、 満3歳以上満4歳未満児おおむね15(20)人、満4歳以上児おおむね25(30)人 ※ かつこ内は保育士配置状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときの基準(経過措置) ただし、満3歳以上満4歳未満児の基準の経過措置については、令和10年3月31日まで</p> <p>【留意点】 ・児童の安全及び保育の質を確保し、適正な施設運営を行うため、職員配置基準を遵守すること。 ・各保育室、早朝・居残り時、午睡中すべてにおいて基準を満たすこと。(早朝・居残り時の経過措置あり) ※ 開所時間中にすべての児童が帰宅する等により児童のいない時間帯が生じた場合にあっては、保育士の配置を求めないこととする。なお、この場合においても、随時円滑に施設管理者への連絡を取れる体制を確保すること。</p> <p>【保育士配置特例(経過措置)】 ①朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置特例 基準省令第33条第2項ただし書きの規定(「保育士の数は、保育所1につき2人を下回することはできない。」)を適用しないことができる。 この場合であっても、児童の人数に応じて必要となる保育士の数が1名となる、朝夕等の児童が少数となる時間帯について、保育士1名に加え、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。 ※知事が認める者：看護師または准看護師の免許を有する者、家庭的保育者、子育て支援員のうち地域型保育コースを修了した者 ②幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。 ③保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例 1日につき8時間を超えて開所していること等により、認可の際に必要な保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合は、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができる。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第33条、附則)</p> <p>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等について」 (R8.3.16 こ成保 第220号他)</p> <p>「保育所等における保育士配置に係る特例について」(H28.2.18 雇児発 0218第2号)</p> <p>「保育所における乳児に係る保育士の配置基準の見直し等について」 (H10.4.9 雇児発第305号)</p> <p>「保育所等における准看護師の配置に係る特例について」(H27.3.31 雇児発第100号)</p>	<p>(1)必要な職員が確保されていないので改善すること。(各保育室、早朝・居残り時、午睡中を含む。) (2)在籍する医療的ケア児に対する適切な支援のために必要な措置が講じられていないため改善すること。</p>	<p>A-1-(1) B-1-(1)</p>

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>④②及び③の特例を適用する場合における保育士の必要数 ②及び③の特例を適用する場合であっても、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上は保育士資格を有する者を置かなければならない。</p> <p>・当分の間、1人に限って、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を保育士とみなすことができる。ただし、在籍乳児数が3人以下の保育所で看護師等が保育を行う場合は、①保育士と合同で保育を行うこと ②保育に係る一定の知識や経験を有することが要件とされている。</p> <p>【留意点】 ①保育士と合同で保育を行うことについて 保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行わなければならない。 ②保育に係る一定の知識や経験を有することについて 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等については、子育て支援員研修のうち地域型保育コースの修了を必須とする。</p> <p>【特定理学療法士等特例】 保育士の数の算定に当たっては、以下の全ての要件を満たす者(以下、「特定理学療法士等」という。)について、1人に限り、保育士とみなすことができることとする。 ①当該保育所に勤務する「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「心理担当職員(※)」「障害児の療育に関する知識及び経験を有する者」であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもの」のいずれかに該当する者であること ②子育てに関する知識及び経験を有する者であること</p> <p>(※)学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。</p> <p>【特定理学療法士等の範囲】 ①「障害児の療育に関する知識及び経験を有する者」であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験については、障害児通所支援等に係る業務に従事していた経験があり、かつ、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言等の業務に5年以上従事していたことをいう。 ②「子育てに関する知識及び経験を有する」ことについては、質の高い保育を提供する観点から、特定理学療法士等の保育所等における勤続年数が3年以上である場合をいう。なお、この場合に該当しない場合であっても、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した場合には、「子育てに関する知識及び経験を有する」こととして差し支えない。</p> <p>【留意点】 ①特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士による支援を受けることができる体制を確保するため、当該特定理学療法士等と保育士が合同の組・グループを編成し、原則として同一の保育室等において保育を行わなければならない。 ②特定理学療法士等と合同の組・グループを担当する保育士は、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たって支援を行うことが求められるため、当該特定理学療法士等が勤務する保育所における勤続年数が概ね3年以上であり、かつ、常勤の者であることが望ましい。また、当該保育士が休暇を取得する際等に代替で特定理学療法士等の支援を行う保育士についても同様の者とするのが望ましい。 ③保育所の長は、特定理学療法士等が保育を行うに当たって、当該保育所の職員が相互に連携を図りながら協力する体制を確保するとともに、当該特定理学療法士等の保育に関する資質を向上させるため、各種の研修に参加する機会を確保するように努めること。併せて、特定理学療法士等以外の職員に業務の負担が過剰に偏ることがないように、業務効率化、業務改善等の必要な管理を行うとともに、適切な業務分担が行われるよう配慮すること。</p> <p>【看護師等を保育士とみなす特例との関係】 ○看護師等を保育士とみなす特例と、特定理学療法士等を保育士とみなす特例の両方を活用し、保育所において、看護師等及び特定理学療法士等のいずれもを保育士とみなして、保育を行わせることは可能であること。 ○この場合において、看護師等及び特定理学療法士等のそれぞれが当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保すること。また、看護師等の支援を行う保育士と、特定理学療法士等の支援を行う保育士は異なる者とする必要があること。</p>	<p>児発0331第17号)</p> <p>基準省令附則第2項 「保育所における看護師等の配置特例要件見直しに関する留意事項等について」(R4.11.30 厚生労働省事務連絡)</p> <p>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等について」 (R8.3.16 こ成保 第 220 号他)</p> <p>「保育所等における特定理学療法士等の配置に関する特例について」 (R8.4.8 こ成保 第 329 号他)</p>		

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分								
	<p>(2) 調理員等の数</p> <table border="1" data-bbox="472 204 1267 260"> <tr> <td>入所定員</td> <td>40人以下</td> <td>41人以上150人以下</td> <td>151人以上</td> </tr> <tr> <td>調理員等</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>3人(うち1人は非常勤でも可)</td> </tr> </table> <p>※調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>【留意点】 利用者に対して適切な保育を行うため、国基準に対する職員が不足した場合は職員の充足を指導する。 《在籍児見合必要職員数の定義》 毎月1日の在籍児童数(私的契約児を含む。)により算出した職員配置必要数である。</p> <p>(3) 医療的ケア児が在籍している場合 医療的ケア児が在籍している場合、適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師又は喀痰吸引等を行うことができる保育士若しくは保育教諭の配置その他の必要な措置を講ずること。</p>	入所定員	40人以下	41人以上150人以下	151人以上	調理員等	1人	2人	3人(うち1人は非常勤でも可)	<p>医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第9条第2項</p>		
入所定員	40人以下	41人以上150人以下	151人以上									
調理員等	1人	2人	3人(うち1人は非常勤でも可)									
	<p>4 職員の不適切な兼務が行われていないか。</p> <p>【留意点】 直接保育に従事する職員は、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、当該保育所に併設する他の社会福祉施設等の職員を兼ねることができる。兼務に当たっては、保育所部分、他の社会福祉施設等部分のそれぞれにおいて、各施設等の運営に必要な職員が配置されている必要がある。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第8条第2項) 「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」(R4.12.26 厚生労働省事務連絡)</p>	<p>(1) 不適切に兼務する職員がいるので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>								
	<p>5 常勤職員及び非常勤職員が適正に確保されているか。また、病休・産休・育休等の代替職員が確保されているか。</p> <p>【留意点】 最低基準上の保育士定数は、こどもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士(当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)に達している者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの)をもって確保することが原則であること。(産休・病休代替職員制度に基づく代替職員については、常勤の保育士として取り扱ってよい。)</p> <p>ただし、次の条件の全てを満たすときには、最低基準上の保育士定数の一部に短時間勤務の保育士(常勤の保育士以外の者)又は勤務時間短縮保育士(保育所等において常勤保育士として就労してきた保育士であって、おおむね10歳未満のこどもの子育て、家族の介護等のため、当該保育所等における1か月に勤務すべき時間数が120時間未満となる者)を充てても差し支えないこと。</p> <p>《特例的取扱いの適用要件》 短時間勤務の保育士及び勤務時間短縮保育士の導入に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にした上で、次の条件をすべて満たすこと。 ①常勤の保育士が各組や各グループに1名以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていること。 ただし、各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であり、かつ、その要因が、管内の保育所等において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、当該保育所等の利用を希望することも受け入れることができないためであると判断している市町において、待機児童解消のために当該市町がやむを得ないと認める場合に限り、当該保育所等の利用を希望することも受け入れるのに不足する常勤保育士数の限りにおいて、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士を充てても差し支えない。(常勤の保育士の確保が可能となった場合には、早急に解消を図ること。)</p> <p>②常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士又は勤務時間短縮保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。</p>	<p>「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」(R5.4.21 こ成保21号)</p> <p>「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて」(R6.6.25 こ成保666号)</p>	<p>(1) 非常勤職員の取扱いが不適正であるので改善すること。</p> <p>(2) 産休・病休代替職員経費の補助を受けているにもかかわらず、代替職員を確保していないので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>A-1-(1)</p>								

保育所

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>〔備考〕</p> <p>ア 常勤保育士のみでは最低基準の保育士定数を満たすことができないことが導入の条件であり、常勤のフリー保育士がいる場合等は該当しない。</p> <p>イ 「勤務時間数を上回る」とは、1日の勤務時間数について、複数の短時間勤務保育士の合計勤務時間数が1名の常勤保育士の勤務時間数を上回ることを言う。</p> <p>ウ 安定的に保育を提供する観点から、同一の組・グループに対して、日によって異なる短時間勤務の保育士を配置しないこと。</p> <p>エ 短時間勤務の保育士と常勤の保育士との間で不合理な待遇差を設けないこと。</p> <p>オ 常勤の保育士を確保するための取組みを行うこと。</p>			
	<p>6 延長保育を適正に実施しているか。</p> <p>延長保育事業を実施している保育所では、延長保育時間帯には、事業を担当する保育士として2名以上配置すること。また、対象児童数に応じて常時2名以上の保育士を配置すること。</p> <p>【留意点】</p> <p>短時間保育士のための配置は認められないこと。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第33条、附則)</p> <p>「保育所等における保育士配置に係る特例について」(H28.2.18 雇児発0218第2号)</p>	<p>(1)延長保育において、保育士が2名以上配置されていないので配置すること。</p>	<p>A-1-(1)</p>
<p>4 資格要件</p>				
	<p>1 資格を要する職種については、資格を有する職員が勤務しているか。</p> <p>〔資格要件〕</p> <p>①保育士については、資格を有していなければならない。</p> <p>②調理員については、必ずしも栄養士の資格を有していなければならないものではない。ただし、健康増進法にいう特定給食施設(特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)のうち、継続的に一回100食以上又は一日250食以上の食事を供給する施設は栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第7条、第33条)</p> <p>健康増進法第21条第2項</p> <p>健康増進法施行規則第5条</p>	<p>(1)資格を要する職種に有資格者が勤務していないので是正すること。</p>	<p>A-1-(1)</p>
	<p>2 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用していないか。</p> <p>【留意点】</p> <p>保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。 (平成13年11月30日に改正された児童福祉法の施行(平成15年11月29日)により保育士資格が法定化され、「保育士」となるためには都道府県知事に登録することが必要になった。また、上記の名称独占規定も法定化された。)</p>	<p>児童福祉法第18条の23</p> <p>児童福祉法施行令第17条</p>	<p>(1)保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用しているのを改善すること。</p> <p>(2)氏名等保育士登録証の記載事項に変更を生じたときは、書き換え交付申請を行うこと。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>3 保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、特定登録取消者の情報に係るデータベースを活用しているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>①保育士の募集に当たっては、あらかじめ採用希望者に対し、データベースでの検索を行うことや、検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用しない場合があることを書面等により提示するとともに、特定登録取消者に該当する場合はあらかじめその旨を申告するよう求めることが望ましいこと。</p> <p>②法施行時点(令和6年4月1日)で既に保育士として雇用されている者については、データベースによる検索の対象とならないこと。</p>	<p>児童福祉法第18条の20の4</p>	<p>(1)保育士特定登録取消者管理システムの利用に係る手続きが行われていないので、速やかに行うこと。</p> <p>(2)保育士として任命・雇用しようとする者について、特定登録取消者に該当するかどうかの確認を行っていないので確認すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
5 管理者の職務			
<p>1 管理者(施設長)(公立保育所のみ)は以下の資格要件を満たしているか。 【資格要件】 施設長については、児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。</p>	<p>「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(児童家庭局関係)の施行について」(S62.3.9 児発第141号)</p>	<p>(1)管理者の資格要件を満たしていないので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)</p>
<p>2 職員の資質の向上及び必要な環境の確保に努めているか。 【留意点】 ①勤務形態の如何を問わず職員及び施設の課題を踏まえた施設内外の研修を体系的な計画に沿って実施し、職員の自己研鑽に対する援助及び助言に努めているか。 ②児童の人権擁護のための研修等の取組みを実施しているか。</p>	<p>最低基準第3条(基準省令第7条の2) 保育指針第5章</p>	<p>(1)職員の資質の向上及び環境の確保への取組みが不十分であるので改善すること。 (2)体系的な研修計画を作成していないので作成すること。</p>	<p>B-1-(1) B-1-(2)</p>
6 児童対象性暴力等の防止等のための措置			
<p>1 犯罪事実確認義務 設置者等(施設運営者)は、児童等対象業務従事者に業務を行わせるまでに、犯罪事実確認書による「特定性犯罪事実該当者」であるか否かの確認(犯罪事実確認)を行わなければならない。 法の施行時現職者については、施行日から起算して3年以内(R11.12.24まで)に犯罪事実確認を行わなければならない。</p>	<p>学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年6月26日 法律第69号) ※法施行日 令和8年12月25日</p>	<p>(1) 児童対象性暴力等対処規程等の策定を進めること。 (2) 管理責任者の設置を進めること。 (3) 情報管理規程の策定を進めること。</p>	<p>B-2 B-2 B-2</p>
<p>2 安全確保措置(早期把握、相談、調査並びに保護及び支援) ・児童等の日常的な観察や、発達段階及び特性等に応じた定期的な面談又は質問票の使用など、児童対象性暴力等を早期の把握するための措置を実施しているか。 ・早期に把握するための措置を通じて、児童対象性暴力等の疑いを把握した場合における適切な報告その他の適切な対応を確保するための措置の具体的内容及び手順を策定し、これらを周知しているか。 ・児童が容易に相談を行うことができるようにするため、相談員の選任と相談窓口の設置及びこれらの周知、外部相談窓口の周知を行っているか。 ・児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認められるときは、その事実の有無及び内容について適切に調査が行われているか。また、児童対象性暴力等を受けたと認められる児童の保護及び支援を適切に実施しているか。</p>			
<p>3 研修の実施 設置者等(施設運営者)は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修を従業者に受講させなければならない。 【留意点】 研修は次に掲げる事項を含み、かつ、座学と演習を組み合わせで行うものとする。 ・従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項(児童対象性暴力等が生じる要因及び子どもの権利に関する事項を含む。) ・児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の範囲 ・児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の疑いを早期に把握するための措置 ・相談、報告等を踏まえた対応 ・被害児童等の保護及び支援 ・犯罪事実確認において教育保育等従事者に求められる対応 ・防止措置に係る基礎的事項 ・厳格な情報管理の必要性</p>			
<p>4 帳簿及び定期報告 ・毎年度、犯罪事実確認の実施状況を記載した帳簿(犯罪事実確認書管理簿)を作成し、これを保存しなければならない。(保存期間:作成日から5年を経過する年度の年度末) ・犯罪事実確認の実施状況及び記録の管理状況について、前年度の5/1から報告年度の4/30(基準日)の間に対象とされた者に係るものを、5/31までに内閣総理大臣(こども家庭庁長官に委任)に報告しなければならない。</p>			

保育所

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>【留意点】(経過措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳簿(犯罪事実確認書管理簿)の作成に係る規定は、府令の施行の日(R8.12.25)から令和10年3月31日までの間適用されない。 ・報告に係る規定の読み替え 法施行後、初回の報告は、令和10年5月31日までにしなければならない。報告の対象となる書類は、法施行の日から令和10年4月30日の間に対象とされた者に係る書類となる。 			
	<p>5 情報管理及び帳簿の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者を設置しているか。 ・犯罪事実確認記録等の管理に関する措置に係る規程(情報管理規程)を定め遵守しているか。 ・犯罪事実確認記録等を取り扱う者に対し適正な取り扱いの周知と必要な研修を行っているか。 ・漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備すること。また、犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、直ちに報告(速報)及び30日又は60日以内に所定の報告(確報)を行っているか。 ・情報管理措置の評価、見直し及び改善に取り組んでいるか。 			
IV 職員の処遇				
1 就業規則等の整備				
	1 就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ているか。(常時10人以上の労働者を使用する場合)	労働基準法第89条、第90条	(1)就業規則の作成・届出を適正に行うこと。	A-1-(1)
	2 就業規則の作成・変更は適正な手続により行われているか。		(2)適正な手続を行うこと。	B-1-(1)
	3 就業規則の内容が関係法令又は労働協約に反していないか。また、法令改正等に応じて必要な見直しが行われているか。	労働基準法第92条	(3)規程等の内容に不備があるので是正すること。	B-1-(1)
	4 就業規則等の内容について職員に周知しているか。	労働基準法第106条	(4)就業規則等の内容を職員に周知すること。	B-1-(1)
	5 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。	男女雇用機会均等法第6条～第9条	(5)性別による差別的取扱いをしないこと。	B-1-(1)
	6 婚姻、妊娠、出産等を理由として不利益な取扱いをしていないか。	男女雇用機会均等法第6条	(6)婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱いをしないこと。	B-1-(1)
	7 妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保しているか。また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう勤務の軽減等必要な措置を講じているか。	男女雇用機会均等法第12条、第13条	(7)妊娠中及び出産後の健康管理に関する適正な措置を講ずること。	B-1-(1)
2 ハラスメントの防止				
	1 職場におけるパワーハラスメント(パワハラ)・セクシャルハラスメント(セクハラ)等の防止のための措置を講じているか。また、パワハラ相談等を理由とした不利益な取扱いを行っていないか。	労働施策総合推進法第30条の2	(1)パワハラ・セクハラ等の防止のための措置を講ずること。	B-1-(1)
	(1)施設の方針等を明確化し、職員に周知・啓発しているか。	男女雇用機会均等法第11条	(2)パワハラ相談等を理由とした不利益な取扱いを行っているので改善すること。	B-1-(1)
	(2)相談窓口を設置する等、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しているか。	育児・介護休業法第25条		
	(3)事実関係を確認し、事後の迅速かつ適切な対応に努め、再発防止に向けた措置を講じているか。			
	(4)相談者・行為者等のプライバシーを保護する措置を講ずるとともに、相談したこと等を理由に不利益な取扱いをされない旨を職員に周知・啓発しているか。			

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
3 労働条件の明示				
1	職員の採用時に(労働契約の締結に際し)、労働条件を明示しているか。	労働基準法第15条	(1)職員の採用時に労働条件を明示すること。	B-1-(1)
2	非常勤職員(短時間労働者)の採用又は契約更新時に、労働条件を明示しているか。		(2)非常勤職員(短時間労働者)の採用又は契約更新時に、労働条件を明示すること。	B-1-(1)
3	職員から無期労働契約への転換申込みがあった場合、転換した後の労働条件は、原則として、申込み時の有期労働契約と同一の労働条件となっているか。書面で記録を残すことが望ましい。	労働契約法第18条	(3)無期労働契約への転換後の労働条件が不合理なものとなっているので改善すること。	B-1-(1)
4 職員関係、帳簿の整備				
1	職員の資格証明書、履歴書、労働者名簿を作成しているか。	最低基準第3条 (基準省令第14条)	(1)職員の資格証明書、履歴書、労働者名簿を作成(整備)すること。	B-1-(1)
2	給与(賃金)台帳を整備しているか。	労働基準法第107条～ 第109条	(2)給与(賃金)台帳を整備すること。	B-1-(1)
5 給与規程の作成				
1	給与規程を作成して、労働基準監督署に届出をしているか。	労働基準法第89条	(1)給与規程を整備すること。	A-1-(1)
2	給与及び諸手当の支給基準が明確になっているか。		(2)労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)
3	給与規程等に従って運用されているか。		(3)給与及び諸手当の支給基準を明確にすること。	B-1-(1)
			(4)給与規程等に従って運用すること。	B-1-(1)
6 賃金の一部の控除協定				
1	労働基準法第24条に基づく賃金の一部の控除に関する協定を締結しているか。	労働基準法第24条	(1)労働基準法第24条に基づく賃金の一部の控除に関する協定を締結すること。	B-1-(1)
2	協定に従って運用されているか。		(2)協定に従って運用すること。	B-1-(1)
7 労働時間及び雇用管理等				
1	労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させていないか。また、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させていないか。	労働基準法第32条	(1)休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、また、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させないこと。	B-1-(1)
2	時間外及び休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	労働基準法第36条	(2)時間外・休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)
3	変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。 【留意点】 ①1か月以内の期間を単位とする変形労働時間制を採用する場合は、労使協定又は就業規則等で必要事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ②1か月を超え1年以内の期間を単位とする変形労働時間制を採用する場合は、労使協定及び就業規則で必要事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。	労働基準法第32条の2 労働基準法第32条の4	(3)変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)
4	協定等に従って運用されているか。		(4)協定等に従って運用すること。	B-1-(1)
5	短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、不合理な待遇差を設けていないか。 また、差別的な取扱いをしていないか。	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条、第9条	(5)基本給や賞与において、短時間・有期労働者と通常の労働者(正職員)との間に不合理な待遇差が認められるので改善すること。	B-1-(1)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>【留意点】</p> <p>①不合理な待遇差の禁止 職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止</p> <p>②差別的取扱いの禁止 職務内容、職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止</p> <p>6 短時間・有期雇用労働者の雇い入れ時に、雇用管理上の措置の内容について説明しているか。</p> <p>【留意点】 説明事項：①不合理な待遇の禁止、②差別的取扱いの禁止、③賃金の決定、④教育訓練の実施、⑤福利厚生施設、⑥通常の労働者への転換</p> <p>7 短時間・有期雇用労働者から「通常の労働者との待遇差の内容や理由」などについて説明を求められた場合、適切に対応しているか。また、説明を求めた労働者に対して不利益な取扱いを行っていないか。</p>	<p>最低賃金法第4条第1項</p> <p>短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第14条</p>	<p>る。</p> <p>(6)全ての雇用者に最低賃金を保障すること。</p> <p>(7)短時間・有期雇用労働者を雇い入れる時には、必要な事項を説明すること。</p> <p>(8)通常の労働者(正職員)との待遇差について、短時間・有期雇用労働者から説明を求められた場合は、説明を行うこと。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
8 休憩、休日				
	<p>1 労働基準法第34条及び第35条に基づき、休憩、休日が適正に与えられているか。</p> <p>2 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めているか。</p>	<p>労働基準法第34条、第35条</p> <p>労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第2条</p>	<p>(1)法に基づいた休憩、休日を適正に与えること。</p> <p>(2)前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を与えること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p>
9 時間外労働及び休日労働協定				
	<p>1 時間外労働及び休日労働に関する協定(いわゆる三六協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>2 協定に従って運用されているか。</p> <p>3 労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録しているか。</p> <p>【留意点】 使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。 ①使用者又は労働時間の管理者が、自ら現認することにより確認し、記録すること。 ②タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること。 やむを得ず自己申告により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合は、自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて実態調査を実施することなど、労働時間の適正な把握のための措置を講ずる必要がある。</p> <p>4 労働時間の記録に関する書類を保存しているか。</p>	<p>労働基準法第36条</p> <p>「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(H29.1.20 厚生労働省)</p>	<p>(1)時間外労働及び休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ること。</p> <p>(2)協定に従って運用すること。</p> <p>(3)労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること。</p> <p>(4)労働時間に関する記録が保存されていないので保存すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p>
10 時間外労働及び休日労働に対する割増賃金の支給				
	<p>1 労働基準法第37条に基づき、時間外労働及び休日労働に対し、割増賃金が支給されているか。</p>	<p>労働基準法第37条</p>	<p>(1)時間外労働及び休日労働に対し、割増賃金を支給すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
11 有給休暇				
	<p>1 労働基準法第39条に基づき、適正な有給休暇制度が導入されているか。</p> <p>2 就業規則に時季指定の対象となる職員の範囲及び時季指定の方法等について規定しているか。</p> <p>3 法定の年次有給休暇の付与日数が10日以上である職員に対して、その日数のうち年5日について確実に取得させているか。</p>	<p>労働基準法第39条、第89条</p>	<p>(1)適正な有給休暇制度を導入すること。</p> <p>(2)就業規則に時季指定の規定がないので規定すること。</p> <p>(3)対象職員について、年5日確実に取得させること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
12 育児・介護休業規程				
1 育児・介護休業等に関する規程等を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。 (就業規則等への規定も可)	2 規程等の内容が関係法令に沿ったものとなっているか。また、法令改正等に応じて必要な見直しが行われているか。 3 規程等に基づいた適切な運用がなされているか。 4 規程等の内容について職員に周知しているか。	労働基準法第89条 育児・介護休業法第5条～第10条、第12条、第21条	(1) 育児・介護休業等に関する規程等の整備・届出を適正に行うこと。	A-1-(1)
			(2) 規程等の内容に不備があるので是正すること。	B-1-(1)
			(3) 規定等に基づき運用すること。	B-1-(1)
			(4) 規程等の内容を職員に周知すること。	B-1-(1)
13 監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請				
1 労働基準法第41条に基づき、監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外に関する労働基準監督署長の許可を受けているか。	2 許可の内容に従って運用されているか。	労働基準法第41条	(1) 労働基準監督署長の許可を受けること。	B-1-(1)
			(2) 許可の内容に従って運用すること。	B-1-(1)
14 社会保険への加入				
1 社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)に加入しているか。		健康保険法第3条 厚生年金保険法第6条 雇用保険法第5条 労働者災害補償保険法第3条	(1) 社会保険に加入すること。	A-1-(1)
15 健康診断の実施等職員の健康管理、安全衛生管理体制の整備				
1 健康診断(雇入れ時、定期)が適正に行われているか。 (1週間の労働時間が通常の労働者の4分の3以上の者は必須、2分の1以上である短時間労働者には健康診断を受診させるのが望ましいとされている。) ※ 休職(休業)中のため定期健康診断を実施しなかった者については、復職(休業等終了)後、速やかに定期健康診断を実施しなければならない。	2 健康診断記録が整備されているか。 3 衛生管理者や衛生推進者、産業医の設置等安全衛生管理体制が適正に整備されているか。	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条～第47条、第51条 最低基準第3条 (基準省令第12条) 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」(H31.1.31 基発0130第1号他)	(1) 健康診断(雇入れ時、定期)を適正に行うこと。	B-1-(1)
			(2) 健康診断の必要な検査項目に漏れがあるので改善すること。	B-1-(2)
			(3) 健康診断記録を適正に整備すること。	B-1-(1)
			(4) 衛生管理者や衛生推進者、産業医の設置等安全衛生管理体制を適正に整備すること。	B-1-(1)
16 職員研修及び職員の定着化				
1 職員の資質向上のため、計画的に研修機会を確保しているか。	2 職員の確保及び定着化に積極的に取り組んでいるか。 3 業務体制の確立と業務省力化の推進のための取組みを行っているか。 4 職場環境改善のための対策を推進しているか。 【留意点】 職務分掌と指揮命令系統を明確化し、組織運営の健全化を図るとともに、施設長等を中心に風通しの良い職場づくりに取り組むことが重要である。	最低基準第3条 (基準省令第7条の2) 社会福祉法第90条第1項	(1) 職員の資質向上のため、計画的に研修機会を確保すること。	B-1-(1)
			(2) 職員の確保及び定着化に積極的に取り組むこと。	B-1-(1)
			(3) 業務体制の確立と業務省力化の推進に努めること。	B-2
			(4) 職場環境改善対策の推進に努めること。	B-2

保育所

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
17 解雇				
	1 解雇の手続きは適正に行われているか。 2 職員等が、被措置児童等虐待に係る通告(一般通告)をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けていないか。	労働基準法第20条 法第33条の12第6項	(1)解雇の手続きを適正に行うこと。 (2)解雇その他不利益な取扱いがなされているので是正すること。	A-1-(1) A-1-(1)
V 非常災害対策				
1 防火安全対策(火災):(1)防火管理体制				
	1 防火管理者を選任し、届け出ているか。 2 管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。 3 カーテン、じゅうたん等は防火性能を有しているか。	消防法第8条 消防法施行令第3条 消防法施行規則第3条の2 消防法8条の3	(1)防火管理者を選任し届け出していないので届け出ること。 (2)管理的あるいは監督的地位にある者を選任していないので改善すること。 (3)カーテン、じゅうたん等は防火性能を有する製品にすること。	B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1)
(2)消防計画(施設防災計画)				
	1 消防計画(施設防災計画)を作成し、所轄消防署に届け出ているか。 変更の届出をしているか。 2 消防計画(施設防災計画)を施設の見やすい場所に掲示しているか。 【留意点】 (1)消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成する。所轄の消防署に届け出る必要がある。 (2)少人数(消防法で規定されている)の場合には届出の必要性はないが、事業所ごとの防災計画は必要である。	消防法第8条 消防法施行規則第3条 最低基準第4条	(1)消防計画(施設防災計画)を作成していないので作成すること。 (2)消防計画を所轄消防署に届け出していないので改善すること。 (3)消防計画(施設防災計画)の内容に不備があるので改善すること。 (4)消防計画(施設防災計画)を掲示していないので掲示すること。	B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(2)
(3)消防署立入検査				
	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	消防法第4条	(1)消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていないので改善すること。 (2)消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分であるので改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)
(4)訓練の実施				
	1 非常災害に対する訓練を法令・通知等で定められている回数以上実施しているか。 【留意点】 避難訓練及び消火訓練は、少なくとも月1回以上実施しなければならない。 なお、避難訓練には地震、津波、風水害等を想定したものを含み、不審者を想定したものを除く。 また、保護者との連携に資する引渡し訓練等の実施も望ましい。	消防法施行令第3条の2 第2項 最低基準第4条	(1)避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施すること。 (2)実施方法が不適切であるので改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	2 訓練結果の記録の整備をしているか。 訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。	消防法施行規則第4条 の2の4	(1)訓練記録を整備すること。 (2)訓練記録が不十分であるので是正すること。	B-1-(1) B-2

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	(5)保安設備			
	1 消防用設備等の点検及び報告をしているか。 (1)防火管理者は、消防用設備等の点検及び整備が義務付けられている。 (2)消防法第17条の3の3に、消防用設備等の定期的点検とその結果の消防署への報告が義務付けられている。	消防法第17条の3の3 消防法施行令第36条第2項 消防法施行規則第31条の6	(1)消防用設備等の点検及び報告をしていないので実施すること。	B-1-(1)
	2 消防用設備等の自主点検をしているか。 ※消防用設備等の点検及び整備を行い、年1回消防署へ届け出ること。外部の有資格業者に委託して行うこともできる。(保守契約必要)	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6	(1)消防用設備等の自主点検をしていないので実施すること。	B-1-(1)
	3 点検後の不良箇所は改善しているか。	消防法第17条第1項	(1)点検後の不良箇所を改善していないので実施すること。	B-1-(1)
	4 消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設置しているか。	最低基準第4条	(1)非常災害に必要な設備を設置していないので設置すること。	B-1-(1)
	5 非常警報器具又は非常警報設備を設置しているか。 (1)最低基準による設置…3階以上の保育所 (2)消防法施行令による設置 ①非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備) 但し、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。…収容人員50人以上の場合に設置 ②非常警報器具(警鐘、手動式サイレン、その他) 但し、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。…収容人員20人以上50人未満の場合に設置	最低基準第3条 (基準省令第32条) 消防法施行令第24条	(1)非常警報器具又は非常警報設備が未設置であるので設置すること。	B-1-(1)
	6 消防機関へ通報する設備を設置しているか。 自動火災報知機等を設置しているか。 (1)最低基準による設置…3階以上の保育所 (2)消防法施行令による設置 ①自動火災報知機設備…延面積が300㎡以上の防火対象物 ②消防機関へ通報する火災報知設備…延面積が500㎡以上の防火対象物 ③漏電火災警報器…延面積が300㎡以上又は契約電流容量50Aを超える防火対象物で特定の場所を準不燃材以外の材料で造ったもの	最低基準第3条 (基準省令第32条) 消防法施行令第21条、第22条、第23条	(1)消防機関へ通報する設備を未設置であるので設置すること。	B-1-(1)
	2 地震、津波災害対策: (1) 施設防災計画等			
	1 地震が発生した場合における利用者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた施設防災計画を策定し、施設の見やすい場所に掲示しているか。 【留意点】 災害種別ごとに策定しなければならない。	最低基準第4条	(1)施設防災計画を策定すること。 (2)施設防災計画を掲示すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	2 施設防災計画に基づき、災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員等に周知しているか。		(1)非常災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備していないので整備すること。 (2)定期的に職員等に周知していないので周知すること。	B-1-(1) B-1-(2)

保育所

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	3 避難、救出等の必要な訓練を行っているか。		(1)定期的に必要な訓練を実施すること。	B-1-(1)
	4 訓練結果に基づき、施設防災計画の検証及び見直しを行っているか。		(1)訓練結果に基づき、施設防災計画の検証、見直しを行っていないので見直しを行うこと。	B-1-(1)
	5 津波災害警戒区域内に所在し、市町地域防災計画に記載のある避難促進施設に該当する場合、避難確保計画を作成し市町へ提出しているか。	津波防災地域づくり法第71条	(1)避難確保計画を作成し、市町へ提出すること。	B-1-(1)
	6 避難確保計画に基づき職員研修・避難訓練を実施しているか。また、避難訓練の結果について、市町に報告しているか。		(1)定期的に研修・訓練を実施すること。 (2)避難訓練の結果について、市町への報告を行っていないので報告すること。	B-1-(1) B-2
(2)耐震対策				
	1 耐震診断が義務付けられている建築物に該当する場合、耐震診断が実施されているか。 昭和56年5月31日以前に建築確認されたもの ・耐震診断義務付け対象建築物 階数2以上かつ1,500㎡以上 ・指示対象となる特定既存耐震不適格建築物 階数2以上かつ750㎡以上 ・特定既存耐震不適格建築物 階数2以上かつ500㎡以上 【留意点】 現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない全ての建築物に対し、耐震診断及び耐震改修を行う努力義務が課せられていること。	建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号、第15条第2項、附則第3条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第6条、第8条、附則第2条	(1)耐震診断を実施していないので実施すること。	B-1-(1)
	2 耐震診断の結果に基づき、耐震改修が行われているか。		(1)耐震診断の結果に基づき、耐震改修を行っていないので行うこと。	B-1-(1)
	3 地震時の総合的な安全対策が行われているか。 【留意点】 ・窓ガラス・天井・外壁等落下危険物等の飛散・落下防止 ・ブロック塀の倒壊防止 等	最低基準第3条 (基準省令第5条)	(1)総合的な安全対策を行うこと。	B-1-(1)
3 風水害、土砂災害対策：(1)施設防災計画				
	1 風水害、土砂災害が発生した場合における利用者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた施設防災計画を策定し、施設の見やすい場所に掲示しているか。 【留意点】 災害種別ごとに策定しなければならない。	最低基準第4条 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」(H29.6 厚生労働省、国土交通省)	(1)施設防災計画を策定すること。 (2)施設防災計画を掲示すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	2 施設防災計画に基づき、災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員及び入所者に周知しているか。		(1)非常災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備していないので整備すること。 (2)定期的に職員等に周知していないので周知すること。	B-1-(1) B-1-(1)
	3 避難、救出等の必要な訓練を行っているか。	最低基準第4条	(1)定期的に必要な訓練を実施すること。	B-1-(1)
	4 訓練結果に基づき、施設防災計画の検証及び見直しを行っているか。		(1)訓練結果に基づき、施設防災計画の検証、見直しを行っていないので見直しを行うこと。	B-1-(1)

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	(2)危険区域の指定等			
	1 指定区域に所在しているか否かを点検・確認を行っているか。 ・地すべり防止区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、土石流発生危険渓流、なだれ危険箇所、ため池注意箇所、災害危険区域、宅地造成工事規制区域	社施第102号通知	(1)指定区域に所在しているか否かを点検・確認すること。	B-1-(1)
	2 土砂災害警戒区域内又は浸水想定区域内に所在し、市町地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設に該当する場合、避難確保計画を作成し市町へ提出しているか。	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2	(1)避難確保計画を作成し、市町へ提出すること。	B-1-(1)
	3 避難確保計画に基づき職員研修・避難訓練を実施しているか。また、避難訓練の結果について、市町に報告しているか。	水防法第15条の3	(1)定期的に研修・訓練を実施すること。 (2)避難訓練の結果について、市町への報告を行っていないので報告すること。	B-1-(1) B-2
	4 原子力災害対策			
	1 原子力災害対策重点区域に所在しているか否かを把握しているか。 PAZ(原子力施設を中心として概ね半径5kmの地域：伊方町) UPZ(原子力施設を中心として概ね半径30kmの地域からPAZを除いた地域：伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町)	「愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)」(R7.1修正版)(第2編第8章 2-8-5 3社会福祉施設等管理者の活動)	(1)重点区域に所在しているか否かを把握すること。	B-1-(1)
	2 原子力災害が発生した場合における利用者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた施設防災計画を策定し、施設の見やすい場所に掲示しているか。		(1)施設防災計画を策定すること。 (2)施設防災計画を掲示すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	3 組織体制が整備されているか。 重点市町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力的体制づくりに努めているか。 ※重点市町(伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町)(以下同じ。)	「社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」作成ガイドライン」(H25.4 愛媛県保健福祉部)	(1)組織体制を整備すること。	B-1-(1)
	4 緊急連絡体制を整備しているか。 重点市町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めているか。	最低基準第4条	(1)緊急時連絡体制を整備すること。	B-1-(1)
	5 重点市町の協力を得て、施設利用者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた避難訓練等を定期的に行っているか。		(1)防災教育及び定期的な訓練を実施すること。	B-1-(1)
	6 利用者等の移送に必要な資機材の確保、原子力防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めているか。		(1)利用者等の移送に必要な資機材の確保、原子力防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めること。	B-1-(1)
	5 備蓄品の確保			
	1 災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他生活物資の備蓄に努めているか。	最低基準第4条	(1)災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他生活物資の備蓄に努めること。	B-1-(1)
	2 備蓄品の適正管理に努めているか。		(1)備蓄品リスト等を作成し、適切に管理すること。	B-2
	6 福祉避難所の指定等			
	1 福祉避難所について、制度(又は指定されていること)を認識しているか。	愛媛県地域防災計画 災害対策基本法第49条の7	(1)制度の認識に努めること。	B-1-(1)

保育所

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
7 業務継続計画(BCP)の策定				
1 業務継続計画(BCP)を策定しているか。また、定期的に業務継続計画の見直しを行っているか。 【留意点】 非常災害時におけるBCPだけでなく、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時にも対応したBCPを作成しておく必要がある。 【参考】 「児童福祉施設等における業務継続計画等について」(R4.12 厚生労働省事務連絡)において、業務継続計画の策定等の参考資料として、「児童福祉施設における業務継続ガイドライン」や業務継続計画のひな形などが示されているので、必要に応じて参照すること。	最低基準第3条 (基準省令第9条の3) 愛媛県防災対策基本条例第19条	(1)業務継続計画(BCP)を策定すること。 (2)作成後も定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。 (3)業務継続計画の内容を職員に周知していないので周知すること。 (4)業務継続計画に関して、必要な研修及び訓練を実施していないので実施するよう努めること。	B-1-(1) B-1-(2) B-1-(2) B-1-(2)	
2 業務継続計画の内容を職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めているか。				
VI 防犯対策				
1 防犯体制				
1 来訪者用の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。	「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン」(H28.10 愛媛県保健福祉部)	(1)来訪者用の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認すること。 (2)防犯講習や防犯訓練を定期的実施すること。 (3)門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検すること。 (4)危険箇所を把握し、注意喚起を行うこと。 (5)施設等に不審者が立ち入った場合に備え、必要な措置をとる体制を整備すること。	B-1-(2)	
2 防犯講習や防犯訓練を定期的実施しているか。 【留意点】 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力を得ること。			B-1-(2)	
3 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。			B-1-(2)	
4 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者や家族に対して注意喚起を行っているか。			B-1-(2)	
5 施設等に不審者が立ち入った場合に備え、必要な措置をとる体制を整備しているか。			B-1-(2)	
2 防犯対策の点検状況				
1 「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン」(平成28年10月)に基づき、実情に応じた点検項目についてチェックリストを作成しているか。	「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン」(H28.10 愛媛県保健福祉部)	(1)チェックリストを作成すること。 (2)チェックリストによる定期的な防犯点検を実施すること。	B-1-(2)	
2 チェックリストにより定期的な防犯点検を行い、必要な措置を講じているか。			B-1-(2)	
VII 食事				
1 食事計画の状況				
1 食育計画を作成しているか。	保育指針第3章1(2)	(1)食育計画を作成していないので作成すること。	B-1-(2)	
2 乳幼児の発育及び発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めているか。	最低基準第3条 (基準省令第11条)	(2)食育の実践に努めるとともに、食育実践記録を作成すること。	B-2	
3 食事摂取基準を活用した食事計画を策定しているか。	「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」(R2.3.31 子母発0331第1号)	(3)食事摂取基準を活用した食事計画を策定すること。 (4)給与栄養量の目標を設定すること。 (5)必要に応じて食事計画の改善を図ること。	B-1-(2)	
4 こどもの性、年齢、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量(給与栄養量)の目標を設定しているか。			B-1-(2)	
5 こどもの栄養状態や摂取量、残食量等の把握により、給与栄養量の目標の達成度を評価し、食事計画の改善を図っているか。			B-1-(2)	

保育所

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>【留意点】 こどもの発育・発達状況、栄養状況、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画(食事計画)を立てるとともに、摂食機能や食行動の発達を促すよう食品や調理方法に配慮した献立作成を行い、それに基づき食事の提供を行う必要がある。</p>	<p>「保育所における食事の提供ガイドライン」について」(H24.3.30 雇児発0330第1号) 保育指針第3章2</p>	と。	
	6 給与栄養目標量は必要に応じて改正しているか。 (通常は4月・10月に算定)	給食の手引きⅢ-8	(1)必要に応じて給与栄養目標量を改正すること。	B-1-(2)
	7 栄養出納表を作成しているか。	給食の手引きⅤ-2	(1)栄養出納表を作成すること。	B-1-(2)
2 献立業務の状況				
	1 予定献立表を作成しているか。 ※調理は予め作成された献立に従って行わなければならない。	最低基準第3条 (基準省令第11条) 給食の手引きⅢ-9	(1)献立表を作成すること。	B-1-(1)
	2 給与栄養量が確保できるように献立作成を行っているか。 (標準は目標量の±20%以内とする。)	最低基準第3条 (基準省令第11条)	(1)給与栄養量が確保できていないので改善すること。	B-1-(2)
	3 献立の内容は季節感や地域性を考慮し変化に富み、品質がよく、幅広い種類の食品を取り入れているか。	最低基準第3条 (基準省令第11条)	(1)献立内容が変化に乏しい、又は嗜好等に考慮がないので改善すること。	B-2
	4 食事関係経費の予算及び執行状況を把握しているか。	関税暫定措置法施行令第33条第5項(脱脂粉乳の台帳の規定)	(1)予算及び執行状況を把握すること。	B-2
	5 実施献立(記録)の記載内容は適正か。	給食の手引きⅢ-14 給食の手引きⅤ-2	(1)実施献立の記録が不適正であるので是正すること。	B-2
	6 予定変更時の訂正があるか。 ※予定献立表と実施した食事内容が、著しく異なる場合は、給与栄養量も連動して変更となる。	給食の手引きⅤ-2 給食の手引きⅡ-4	(1)予定変更時の訂正記録がないので記録すること。	B-2
	7 予定献立表、発注書、納品書に責任者の関与があるか。	給食の手引きⅤ-2 給食の手引きⅡ-4	(1)責任者の関与がないので改善すること。	B-1-(2)
3 発注・購入				
	1 食品材料名・使用量を記載しているか。	給食の手引きⅢ-14	(1)発注書・納品書がない、又は不十分であるので整備すること。	B-1-(2)
	2 予定献立に沿って適切な量の食品を購入しているか。	社援施第65号通知	(1)予定献立に沿って食品を購入すること。	B-1-(2)
	3 生鮮食品は当日仕入れを原則としているか。		(1)生鮮食品は当日仕入れを原則とすること。	B-1-(2)
	4 食品材料の検収を、調理従事者の立会いの下に行っているか。 ※原材料の納入に際しては調理従事者等が必ず立会い、検収場で品質、鮮度、異物の混入等につき、点検し、記録すること。(納入時間、数量、品温等)		(1)食品材料の検収を適正に行うこと。 (2)検収記録が不十分であるので改善すること。	B-1-(2)

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
4 検食				
1 検食を実施し、具体的に記録しているか。(食事、おやつ) 【留意点】 ①検食は園長または主任保育士など管理的立場にある者が実施すること。 ②提供する食事の形態が複数ある場合は、各形態について検食を行うこと。(離乳食、アレルギー除去食等)		給食の手引きIV-5	(1)検食を実施していないので実施すること。 (2)責任者以外の者が検食を実施しているので改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	2 検食は児童が食事をする前に実施しているか。 【留意点】 検食は給食における事故の未然防止を目的としたものであることから、調理完了から配膳までの間に実施し、異味、異臭その他の異常が感じられた場合には、直ちに食事の提供を中止するなど適切な対応を行うこと。 また、栄養、衛生、経済、嗜好等の各観点から適当なものであるか、食器、温度、盛りつけ等が乳幼児の立場に立って配慮されているかなどを確認して結果を記録し、給食内容の改善にも活用すること。	「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」(H20.3.7 雇児総発第0307001号他)	(1)食事時間前に検食を実施すること。	B-1-(2)
5 衛生管理(調理員等)				
1 全ての調理従事者(パート、実習生含む。)及び調乳担当者の検便を毎月1回、適切に実施しているか。 細菌性食中毒流行期(6月~9月)にあつては月2回以上実施しているか。 ※検便の検査内容については、腸管出血性大腸菌の検査も含めること。 また、10月~3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。		社援施第65号通知 労働安全衛生規則第47条	(1)調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行うこと。 (2)ノロウイルスの検査に努めること。	B-1-(1) B-2
	2 検便の実施記録(検査証)があるか。	給食の手引きIV-1-(1)	(1)検査結果を適切に保管すること。	B-2
3 調理従事者の健康チェックを毎日個別に行っているか。(下痢、発熱、手指の傷、手荒れ等) (1)調理従事者は常に自分の健康チェックを行い、下痢発熱時には速やかに医師に診断を受けるとともに、調理作業には従事しない。 (2)手指、顔などに化膿している傷やできものあるときは、黄色ブドウ球菌により食中毒を起こす危険があるので、食品を扱ったり調理に従事してはならない。		給食の手引きIV-1-(2) 社援施第65号通知	(1)健康チェックを個別に毎日行うこと。 (2)健康チェックが不十分であるので改善すること。	B-1-(2) B-2
	4 清潔な外衣の着用と専用の履物があるか。(帽子・マスクの着用) ※調理場外に出入りする際、適切に着替え等を行っていること。 トイレには、調理作業時に着用する外衣、帽子、履き物のまま入らないこと。 また、調理員以外の保育士等が調理に従事する場合、外衣が清潔に保管されていること。	給食の手引きIV-1-(3) 社援施第65号通知	(1)適切に着替えを行うこと。	B-1-(2)
6 衛生管理(施設)				
1 調理関係の衛生管理を適切に行っているか。 ①施設設備は必要に応じて補修を行い、施設の床面(排水溝を含む。)及び内壁のうち床面から1mまでの部分は1日に1回以上、施設の天井及び内壁のうち床面から1m以上の部分は1月に1回以上清掃し、必要に応じて、洗浄・消毒を行うこと。施設の清掃は全ての食品が調理場内から完全に搬出された後行うこと。 ②施設は衛生的な管理に努め、みだりに部外者を立ち入らせたり、調理作業に不必要な物品等を置いたりしないこと。 ③原材料を配送用包装のまま非汚染作業区域に持ち込まないこと。 ④十分な換気を行い、高温多湿を避けること。調理場は、湿度80%以下、温度は25℃以下に保つことが望ましい。 ⑤水道事業により供給される水以外の井戸水等の水を使用する場合には、公的検査機関、厚生労働大臣の指定検査機関等に依頼して、年2回以上水質検査を行うこと。検査の結果、飲用不適とされた場合は、直ちに保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。なお、検査結果は1年間保管すること。 ⑥貯水槽は清潔を保持するため、専門の業者に委託して、年1回以上清掃すること。なお、清掃した証明書は1年間保管すること。		最低基準第3条 (基準省令第10条) 給食の手引きIV-2 社援施第65号通知	(1)調理室内の衛生管理が不適切であるので改善すること。	B-1-(1)

保育所

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	2 専用の手洗い設備があるか。手洗い設備には、手洗いに適当な石鹸、爪ブラシ、ペーパータオル、消毒薬等を定期的に補充し、常に使用できる状態しておくこと。 ※手洗いの水栓設備は、感知式等で、コック(蛇口)、ハンドル等を直接手で操作しない構造のものが望ましい。	最低基準第3条 (基準省令第10条) 給食の手引きⅣ-2 社援施第65号通知	(1)手洗い設備の状態が不十分であるので整備すること。	B-1-(1)
	3 食品及び食器の洗浄及び保管を適切に行っているか。 ①生食用の野菜や果物を殺菌しているか。 ②食器を毎回消毒しているか。	最低基準第3条 (基準省令第10条) 給食の手引きⅣ-3	(1)食品又は食器を適切に管理すること。	B-1-(2)
	4 調乳室は区画され、衛生的であるか。 ※調乳を行う場合には、調乳室を設置するか、調理室にて区対対応すること。	社援施第65号通知	(1)調乳室の管理を適切に行うこと。	B-1-(1)
7 検査用保存食				
	1 検査用保存食を適切に保存しているか。 (1)特定給食施設では、食品による食中毒防止について特段の注意を払う必要がある。 (2)食中毒が発生した場合にその原因を調査・追跡できるよう検査用保存食を適切に保存する必要がある。 (3)社会福祉施設における保存食は、原材料及び調理済食品を食品毎に50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること、原材料は、特に殺菌等を行わず購入した状態で保存することが求められる。	給食の手引きⅣ-6 社援施第65号通知	(1)保存食を適切に保存すること。	B-1-(2)
8 調理業務委託				
	1 施設及び事業所並びに施設等・業者の行う業務、受託者の決定、契約内容は適切か。 ※調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、指定施設及び事業所並びに施設等と受託業者との業務分担(責任等を含む。)を明確にした契約書を取り交わすこと。	「保育所における調理業務の委託について」 (H10.2.18 児発第86号)	(1)契約内容が要件を満たしていないので整備すること。	B-1-(1)
	2 施設内の調理室を使用して調理させているか。	雇児総発0329第1号通知	(1)調理室を使用していないので改善すること。	B-1-(2)
	3 栄養面での配慮がされているか。		(1)食事の質が確保されていないので改善すること。	B-1-(2)
	4 委託契約書(仕様書)の委託者(事業所)が行うべき事項が実施されているか。		(1)委託契約書に基づき委託者が行う業務を適切に実施すること。	B-1-(2)
9 食事				
	1 給食(食育)会議を実施しているか。 ※施設長を含む関係職員が参加の上、給食(食育)会議を毎月1回実施しているか。	給食の手引きⅡ-5	(1)給食会議を実施すること。	B-1-(2)
	2 食事時間は家庭生活に近い時間であるか。適切に設定しているか。 ※おやつは、次の食事に支障のない消化のよいものとし、食事とおやつの間隔は2時間はあけるようにすること。	給食の手引きⅢ-12-(2)	(1)食事時間が不適切であるので改善すること。	B-1-(2)
	3 適温の食事提供に対する配慮はあるか。	給食の手引きⅢ-15-(5)	(1)適温の食事提供をすること。	B-1-(2)
	4 喫食環境に対する配慮はあるか。	給食の手引きⅢ-15-(5)	(1)喫食環境に配慮すること。	B-1-(2)
	5 献立内容に合った食器を使用しているか。	給食の手引きⅢ-15-(3)	(1)食器の使用が不適切であるので改善すること。	B-2
	6 身体状態に合う調理内容になっているか。	給食の手引きⅢ-9	(1)調理内容が不適切であるので改善すること。	B-2

保育所

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>7 適正な献立内容・調理方法に沿った食事を提供しているか。</p> <p>(1)3歳未満児、3歳以上児の区分があるか。</p> <p>(2)調乳・離乳食(前期・中期・後期・完了期)の提供について、乳児の発達・発育状況や家庭での状況等を踏まえ、個々の児童に合った食事となるよう個別に対応しているか。</p> <p>(3)児童の健康状態に応じた食事の提供やアレルギー等への配慮が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患を持つ児童への対応は適切に行っているか。 ・除去食については、専門医やかかりつけ医の指示により対応しているか。 ・除去食等の提供の際は、誤食などの事故防止対策を講じているか。 ・除去食等の実施内容を記録しているか。 <p>【留意点】</p> <p>①乳児は発育・発達の個人差が大きいことを踏まえ、離乳食は月齢により画一的に進めるのではなく、個々の児童の状況にあわせて進める必要がある。また、乳児は抵抗力が弱く体調を崩しやすいこと及び口腔機能が未熟であることを踏まえ、食材は基本的に加熱したものを提供するとともに、体調不良時には普段より食材をやわらかく小さく調理するなど、日々の健康状態に応じた食事を提供する必要がある。</p> <p>②食物アレルギー対応について、食物の除去は医師の診断及び指示に基づいて行い、誤食事故防止の観点から、完全除去を基本とすること。また、児童が家庭で摂ったことのない食物は与えないこと。</p> <p>③栄養士等が配置されている場合には、こどもの健康状態、発育及び発達の状態、栄養状態、食生活の状況を見ながら、その専門性を生かし、献立の作成、食材料の選定、調理方法、摂取方法、摂取量の指導に当たることが重要である。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第11条、第32条の2)</p> <p>給食の手引きⅢ-10、11</p> <p>「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の改訂について」(H31.4.25 子発第0425第2号)</p> <p>「授乳・離乳の支援ガイド(2019年改訂版)」(H31.3「授乳・調乳の支援ガイド」の改訂に関する研究会)</p> <p>保育指針第3章2(2)</p>	<p>(1)児童の年齢や発達、健康状態等に応じた食事となっていないので改善すること。</p> <p>(2)離乳食、アレルギー除去食等の提供に係る事故防止対策が不十分なので改善すること。</p> <p>(3)除去食の実施内容等について適切な記録が行われていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>8 保護者との連携・情報共有等を行っているか。</p> <p>(1)保育所における適切な食事対応のために必要な情報を保護者と共有しているか。</p> <p>(2)食に関する情報提供等を通じた保護者支援を行っているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>①家庭と保育所が一体となり児童の1日の食事となることから、一人一人の家庭での食事を把握して栄養管理を行う必要があり、保育所における食事の考え方については事前に保護者に説明し理解を得る必要がある。</p> <p>②献立表や給食だよりの配布、展示食の実施、食事の様子(量・食べ方等)の伝達等による保護者への食に関する情報提供及び食に関する相談・助言の実施等、保育所の特性を生かした保護者支援に努めること。</p> <p>③適切な食事対応のためには、児童の健康状態や家庭での食事の摂取状況等について日々保護者と情報を共有するとともに、給食部門と保育部門の各職員が連携し、保育所全体として対応する必要がある。特に、離乳食、アレルギー対応、体調不良等、児童一人一人の状況に合わせた個別の食事対応に当たっては、より緊密な保護者との連携が重要となる。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第11条)</p> <p>保育指針第4章2</p> <p>「保育所における食事の提供ガイドライン」について」(H24.3.30 雇児発0330第1号)</p>	<p>(1)保護者との連携が行われていないので改善すること。</p> <p>(2)保護者との情報共有が不十分なので改善すること。</p> <p>(3)保護者への支援が行われていないので改善すること。</p> <p>(4)保護者への情報提供が不十分なので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-2</p>
	<p>9 おやつ又は食事等を提供しているか。</p> <p>(1)食事は毎日適正に提供する必要がある。主食、副食及びおやつが毎日実施されている必要があり、土曜日や行事日であっても簡易な食事や、おやつのみ提供は認められない。</p> <p>(2)延長保育事業を実施している保育所については、対象児童に対し、適宜補食等提供すること。</p>	<p>給食の手引きⅢ-12</p>	<p>(1)食事提供の内容が不適切であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(2)</p>
	<p>10 正当な理由もなく給食を中止していないか。</p> <p>(1)正当な理由もなく愛情弁当等と称して、保護者の同意が得られないまま食事を提供しないことは、一種の保護者負担を強要することである。</p> <p>なお、正当な理由とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①感染症の発生に伴う保健所の指示 ②調理室の改築・修繕等 ③非常災害等で給食することが不可能 等の場合である。 <p>(2)土曜日でも、3時以降も保育を受ける児童に対しては、おやつを提供する必要がある。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第11条)</p>	<p>(1)正当な理由なく給食を中止しているのは是正すること。</p>	<p>B-1-(2)</p>

保育所

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	11 正当な理由もなく簡易な食事としていないか。 ※ 簡易な食事の提供とは、米飯の外注・既製品の多用・副食の一部外注の他、パンと牛乳、カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう。	最低基準第3条 (基準省令第11条)	(1)正当な理由なく簡易な食事としているので 是正すること。	B-1-(2)
	12 非常時の対応体制を整備しているか。 【留意点】 感染症や非常災害の発生時等の非常時における給食提供に関して、職員の役割分担、初動対応、給食の提供方法、備蓄品の確保、外部との連携等、施設の実態に応じた必要項目についてあらかじめ検討を行うとともに、これらを非常時対応マニュアル等により可視化し、職員間で認識を共有する必要がある。	最低基準第4条 保育指針第3章4(2)	(1)非常時対応策の検討がされていないので検討すること。	B-1-(2)
VIII その他				
1 会計経理(全般)				
	1 経理規程等の必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。	児発第471号通知	(1)必要な規程が整備されていないので整備すること。 (2)不適切な会計処理が行われているので是正すること。 (3)経理規程等に基づく適正な経理処理が行われていないので改善すること。 (4)事務処理等に誤りがあるので改善すること。	A-1-(1) A-1-(1) B-1-(1) B-2
	2 会計諸帳簿及び証憑書類が適正に整備されているか。	雇児発第488号通知	(1)会計諸帳簿が適正に整備されていないので改善すること。 (2)証憑書類が適切に保存されていないので改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	3 財務会計に係る内部統制が確立され、適正に機能しているか。	「社会福祉法人の認可について」(H12.12.1 障発第 890号他)	(1)内部統制が存在しないので是正すること。 (2)内部統制の整備・運用に不備があるので改善すること。	A-1-(1) B-1-(2)
2 現金・預金の管理等				
	1 現金・預金の残高管理や通帳・印鑑等の管理は適正か。 【留意点】 現金、通帳及び印鑑は、金庫等鍵のかかる場所で保管しているか。通帳と通帳印は、別々の者が管理しているか。(一人で取り扱えるようになっていないか。)	雇児発第0427第7号通知 「社会福祉施設の経理事務に係る内部牽制体制の確立について」 (H31.3.27 30保第1334号愛媛県保健福祉部長通知)	(1)現金・預金の残高管理や通帳・印鑑の管理が適正でないので是正すること。	B-1-(1)
	2 会計事務を相互に牽制できる事務分掌と職務権限は確立されているか。		(1)会計事務を相互に牽制できる事務分掌又は職務権限が確立されていないので是正すること。	B-1-(1)

保育所

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
3 入札方法、契約手続等				
1	稟議書等で意思決定の過程が明確になっているか。	雇児発第0427第7号通知 雇児総発0329第1号通知	(1)稟議書等で意思決定の過程が明確になっていないので改善すること。	B-1-(2)
2	予定価格が適正に設定されているか。		(1)予定価格が適正に設定されていないので改善すること。	B-1-(2)
3	契約書又は請書等の必要書類が作成されているか。		(1)契約書又は請書が作成されていないので作成すること。	B-1-(2)
4	随意契約とする理由が明示されているか。		(1)随意契約とする理由を明示されていないので改善すること。	B-1-(2)
4 委託費の運用(私立保育所)				
1	積立資産の目的外使用がある場合は、理事会の承認、県の承認を受けているか。 ※一定の要件を満たす場合は、県の承認(事前協議)は不要	府子本第254号通知他	(1)積立資産の目的外使用について、理事会の承認、県の承認を受けていないので改善すること。	A-1-(1)
2	前期末支払資金残高を取り崩している場合は、理事会の承認、県の承認を受けているか。 ※一定の要件を満たす場合、自然災害その他やむを得ない理由がある場合及び事業活動収入計(予算額)の3%以下の場合は、県の承認(事前協議)は不要		(2)前期末支払資金残高の取り崩しについて、理事会の承認、県の承認を受けていないので改善すること。	A-1-(1)
3	前期末支払資金残高が委託費収入の30%を超えていないか。		(3)前期末支払資金残高が委託費収入の30%を超えているので30%以下の保有とすること。	A-1-(1)
4	委託費の貸付はないか。 ※同一法人内の各施設、本部への貸付は、やむを得ない場合に年度内に限り可能		(4)委託費の貸付残高が認められたので同一法人内の各施設、本部への貸付は、年度内に解消すること。	A-1-(1)
5 その他支出				
1	不適切な会計支出がないか。また、不明瞭な出納はないか。 【留意点】 いわゆる二重帳簿を作成し、又は証ひょう書類を改ざんするなどにより運営費を不正に使用するような事案が生じることがないよう、会計諸帳簿と証ひょう書類を照合すること。 また、金銭の支払いが、受領する権利を有する者からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて行われているか確認すること。	雇児発第488号通知	(1)不適切な会計支出が認められたので是正すること。	B-1-(1)
			(2)不明瞭な出納が見受けられるので改善すること。	B-1-(2)